

平成30年山形村議会第4回定例会

議 事 日 程 （第2号）

平成30年12月9日（日曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	9 番 竹 野 入 恒 夫 君
10 番 小 林 幸 司 君	11 番 小 出 敏 裕 君
12 番 福 澤 倫 治 君	13 番 三 澤 一 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	会計管理者 小林好子 君
総 務 課 長 赤羽孝之 君	税 務 課 長 村田鋭太 君
住 民 課 長 塩原美智代 君	保 健 福 祉 課 堤 岳志 君
子 育 て 支 援 課 長 百瀬尚代 君	保 育 園 長 宮澤寛徳 君
産 業 振 興 課 長 藤沢洋史 君	建 設 水 道 課 長 篠原雅彦 君

教 育 次 長 上 條 憲 治 君
(教育政策課長)

総 務 課 宮 越 卓 也 君
財 政 係 長

事務局職員出席者

事務局長 簀 町 通 憲 君

書 記 神 通 川 直 美 君

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等をするには許可となります。なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、8番、百瀬章議員、9番、竹野入恒夫議員を指名します。

◎一般質問

○議長（三澤一男君） 日程第２、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、１人４０分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いいたします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快をお願いいたします。

◇ 百 瀬 昇 一 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位１番、百瀬昇一議員の質問を行います。

百瀬昇一議員、質問事項１「山形村『環境整備の日』での各区・連絡班における環境整備活動を一步進めた対応を」について質問してください。

百瀬昇一議員。

（５番 百瀬昇一君 登壇）

○５番（百瀬昇一君） 議席番号５番、百瀬昇一です。本日の質問にあたり、私の思いを一言申し上げて質問させていただきますので、お願いします。

今、山形村の世帯は３，０００戸を超え、ますますいろいろな形の世帯が増えてきています。先月１１月号の広報では、世帯３，０７２世帯、人口８，７７５人ということで、人口については頭打ちになっておりますが、世帯についてはますます増えておるところです。

そんな中、村民が人間らしい生活、文化的な生活ができるよう、一人ひとりが地域にどのようにかかわりを持つべきか、私は日々考えております。村民それぞれが自主、自立、協働、共助のもと、一人ひとりが地域に根差した活動を持つことだと思っております。

それには、家庭教育、保育、学校教育、社会教育の充実のもと、行政からの強いサポートが必要です。公助が必要です。また、今、山形村の地域コミュニティに関する検討委員会が持たれています。この委員会での検討内容に大いに期待をしているところです。

では、そんな中から本日は2つの質問をさせていただきます。

初めに、「山形村『環境整備の日』での各区・連絡班における環境整備活動を一步進めた対応を」。

1つ、例年、春・秋の2回の環境整備活動が区・連絡班ごとに実施されているが、より具体的な内容、例えばイラストなどを入れて啓発のパンフレットを作成するなどで啓蒙・啓発ができないか。デリケートな問題もあるが、どこまで踏み込めるか。

次に、環境整備委員会を年度当初に開催し、連絡長会議で環境整備活動の啓蒙・啓発を促してはどうか。環境整備活動は各地区の共同活動・コミュニティの一環としての位置づけを高めたらどうか。

3番目に、山形村環境審議会はどのような内容か、メンバーは、会議は。環境基本計画・地域新エネルギービジョンを策定しているが、どのような内容か、どのように活用しているか。

以上、質問といたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 百瀬昇一議員の質問であります「山形村『環境整備の日』での各区・連絡班における環境整備活動を一步進めた対応を」についてお答えいたします。

まず1番目のご質問にありました「春・秋の環境整備活動が区・連絡班ごとに実施されていますが、具体的な実施内容で啓蒙・啓発ができないか」ということであります。

春と秋に行われております環境整備につきましては、区ごとに、地域で決めた作業内容についてチラシの全戸配布を行い、地域内での環境整備を行っていただいております。

チラシの作成にあたりましては、各区で作成した原稿に基づき、村で印刷をして、通常は片面印刷のため、裏面の白紙部分を活用して啓発の内容などをそこに記入することは可能であると思います。啓発内容につきましては、快適な生活環境を維持し、清潔な村づくりを推進するための地域の清掃美化活動を中心に、事前に十分な打ち合わせを行うことで地域に必要なものを掲載できると考えております。

次に、2番目のご質問の「環境整備活動を共同活動・コミュニティの一環としての位置づけについて」という質問であります。環境整備委員会は例年、年度当初の4

月に開催をしております。今年度は4月6日に開催しました。連絡長会議は4月11日に開催し、連絡長さんから出された幾つかのご意見の中には、連絡班未加入世帯のごみ出しに関するものもございました。

一方、環境整備活動の啓蒙・啓発を、様々な機会を利用して行うことは必要なことだと考えております。連絡長会議においては、限られた時間の中で、行政の各担当課、また社会福祉協議会からの説明や伝達事項も多いわけですので、この時間を利用して、環境整備活動の啓蒙・啓発をすることについては時間的に難しいかなと考えております。

また、環境整備活動をコミュニティ活動の一環として位置づけるかどうかということですが、地域・連絡班ごとの状況が異なりはしますが、村が一律に扱うのではなく、まさに議員ご指摘の地域の共助の活動として取り組んでいただくよう、お願いをしてみたいと考えております。

次に、3番目のご質問の「山形村環境審議会はどのような内容か」ということですが、まず環境審議会については、平成15年1月1日施行の山形村環境基本条例の第3章に規定されており、審議会の委員は同条例の第26条により農業委員、松本ハイランド農協山形支所担当理事、学識経験者などによる10人で構成されております。

会議の内容につきましては、年度により異なりますが、平成27年度は第3次山形村環境基本計画策定について、平成28年度は山形村一般廃棄物処理基本計画策定について、平成29年度以降はこれらの計画の進捗状況などについて審議をいただいております。

次に環境基本計画についてですが、山形村環境基本条例第9条に基づき、計画を策定しております。

第3次計画は、計画期間を平成28年度から32年度までの5年間とし、環境基本条例に掲げた目標と基本理念の実現を目指し、推進することを目的としております。基本施策1「環境学習と協働」から基本施策6「快適環境の創造」までについて、それぞれ数値目標を定め、計画時実績値と進捗値、目標値について評価・検討を行っております。

山形村地域新エネルギービジョンは平成17年2月に国の補助金を活用して策定をいたしました。当時の石油依存型エネルギー消費の大幅な伸びとそれに伴う二酸化炭素等温室効果ガスの増加による地球温暖化が大きな課題でありました。循環型社会に

おける石油代替エネルギー推進のために新エネルギーの導入のガイドラインとすべく策定されたものでございます。この中では、住民・事業者アンケート等を行い、意識や実態調査も行い、行政としてもこの機会に把握をいたしております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） ありがとうございます。今、ご回答いただきましたが、全く内容的には理解はできますが、本日質問させてもらいましたのは、各地区なり連絡班でご努力いただいて、大分山形村の中も環境がよくなってきてはおりますが、村内の樹木、それぞれの私有地の樹木等については、当初は道路と自分の私有地の間に植えますが、垣根とか塀とかいろいろつくりますが、木の場合には大きくなってきますね。ということで、村道なり道なり私有地の境目に植えてございますので、はみ出てきます。そんなことで、その部分についての指導的なイラスト等をつくったらどうかということの質問も今日はあります。

ということで、道路については、建築限界とか何とかという関係で、道路法30条とか道路構造令とか民法等、いろいろ関連する中で、2.5メートルとか4.5メートルとかの規制がございます。

愛知県の日進市で、このようなものをつくって各住民に啓蒙してもらっております。そんなことで、このようなものをつくって早目に、環境整備の日の前に、こういうものを住民に知らせて協力を仰ぐとか、ご理解をいただくような行動ができないかということでご質問の内容ともありますので、そのように私は考えておりますが、こういう対応ができるかどうかお伺いいたします。

○議長（三澤一男君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） 今、議員がおっしゃるように、かなり村内でも樹木が大きくなって、目につくところはあるして、実際、各区でも環境整備の日に合わせてそういう樹木についても点検をしてくださっているというお話も会議の折に耳にしております。

今おっしゃいましたように、道路上に張り出している個人宅の樹木の管理につきましては適宜啓発が必要ということで、今年度ですが、広報6月号に「道路に張り出している庭木の剪定をお願いします」ということで、写真や図を用いた記事、議員がお示くださったようにカラー刷りの大きなものではない、広報の下段半分ぐらい、ページの半分ぐらいのものでありますので、小さなものにはなりますが、おっしゃっております。

した4.5メートル、2.5メートルといったものも表示をした記事を担当課である建設水道課が広報には掲載をしております。

ただ、おっしゃるようにタイミングとしましては環境整備が6月早くに終了をしておりまして、広報6月号ですと月の下旬になるということもありますので、またこういったことは住民課と建設水道課なり、またほかの環境整備に関しましても庁内で担当課で調整は図ってまいりたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） ありがとうございます。前向きに対応してもらいたいわけですが、環境関係、こういう整備については各部署の連携が必要かと思います。

そんな中で、もう1つ、環境整備の中でカーブミラー等についてです。カーブミラーもいろいろな形があったり、取りつけるときには地権者の承諾をいただいたり、いろいろな形でつけていただいております。村内、大分多くつけてありますが、どうも先ほどの樹木ではないですが、カーブミラーに木がかかって、効力を発していないようなところもございます。

そんなところで、カーブミラーというものはどういう内容か、またカーブミラーの管理はどういうふうにしたらいいか、設置条件なり故障のときはどうしたらいいかということの内容についても周知するような文書なりそういうものを出していただきたいと。

それとあわせて、幾つも一度にあれしてもいけませんので、もう1つ、環境整備の関係で、空き地管理。空き地管理の中でも空き地が大分、樹木ばかりではなくて草が繁茂して、道路にはみ出るような部分もありまして、そういう内容がある中で、空き地管理についても各村民へそれなりの広報をしていただきたいと。内容的には「空き地所有者の皆様へ」とか「空き地でお困りの皆様へ」というようなことで、ある自治体ではそんなチラシをもってお願いをしている部分がございます。そんなことで、こんなようなものですが、ぜひそんな対応をしていただきたいと。

時間もございますので、もう1点。最近ちょっと見たのですが、松本市の議会で、法定外公共物、里山の道とか水路とか、俗にいう赤線、青線というか、そういう部分の管理については、各地区なり各個人がそれぞれ気を遣って、今やっているかと思えます。大きい問題はないかと思いますが、その部分でもし問題等出てきた場合はどういうふうに整理するか。何か対応していることがありましたら、それについてもお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。環境整備にかかわるところで、カーブミラーの部分が触れられていますが、これも答弁が必要ですか。

○5番（百瀬昇一君） はい。

○議長（三澤一男君） 篠原建設水道課長。

○建設水道課長（篠原雅彦君） カーブミラーの関係ということでお答えしたいと思います。やはり樹木の関係で、繁茂してくると、実際にカーブミラーの役割を果たさないというところがたまにございます。そういったケースにつきましては、最近の状況ですと直接住民の方から苦情をいただくということになります。そういった場合につきましては、こちらから出向きまして、許可を得ながらですが、支障木を若干切らせていただいたりとか、そういった対応をさせていただいております。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 空き地の管理ということでございますが、議員ご指摘のように空き地も増えてきておりますし、雑草が繁茂しているケースも大分目にするところでもございます。

個々で苦情があった場合につきましては、村外の方については村から連絡をしてお願いをしているというような状況であります。村内の方につきましては、地域でもお願いをしてもらうということになるかと思うのですが、これにつきましては広報等でまたしっかり周知をさせていただきたいということをお願いをしたいと思います。

もう1点、法定外公共物、いわゆる青線、赤線というものでございますが、この管理につきましては、それぞれの出先の地主さん等で対応をしていただいているところではあります。必要であるかどうかということも、今後、赤線、青線出てくるものですから、不要であればそれぞれの近接する土地の所有者の方と相談をしながら、村で管理がどうしても必要ということであれば村でという部分にもなりますし、処分できるようなことであれば相談をしながら処分をして、なるべく村の資産という形には扱わないように対応はしていきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） いろいろ担当課から説明申し上げましたが、環境整備全体にわたっての話でありますので、私からお願いしたいと思っておりますのは、行政が直接行っております行政の守備範囲と、また地域での地域自治という面で行政は成り立っているわけですので、特に環境整備につきましては、地域力、村民力を十分に発揮して

いただいて、ともに連携しながら生活環境の整備に努めていかなければいけないと思っておりますので、また村民の皆様にも具体的な内容をお示ししましてご相談をしていきたい。そんなふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） ありがとうございます。環境整備の関係は、広くわたっておりますので、いろいろ聞きたいことはございますが、このあともう1つ質問をさせてもらいたいと思っておりますので、この質問については今後有効的な活動ができるよう、またそれぞれの村民なり地域の皆さんがやりやすいように、ぜひ指導をしていただいて、粘り強く指導していただきたいと。何でもそうですが、いろいろ内容については、こういう気持ちを持ちつつ持続できるような活動にできるようにぜひ指導していただきたいということで、そういうことを期待させてもらい、以上でこの質問を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） それでは1番の質問は終わりでよろしいですか。

○5番（百瀬昇一君） はい。

○議長（三澤一男君） それでは質問事項2「山形村行政区画図の更新について」を質問してください。

百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） 2つ目の質問となります。「山形村行政区画図の更新について」質問いたします。

1、区・連絡班の境がわからないところがある。今、公会堂等にある行政区画図は古くてわからないところがある。いつ更新するか。

次に、各区・連絡班における各活動へのサポートになるようなものに合わせて、転入者・新規連絡班加入者への村の案内になるようなものを作成したらどうか。どのように考えるか。

3つ目に、今、宅地造成も続いています。これからもまだまだ続くと思われます。そんな中、宅地造成認可のときに、それぞれの生活環境、生活インフラ等の指導・規制等はどのようになっているか。

以上、質問といたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2 番目の質問であります「行政区画図の更新について」にお答えいたします。

最初の質問にありました「わからない区画の更新はいつ行うのか」ということでございますが、行政区画図は村の地図に手書きで区画線を表示し、各区また各連絡班の区割りを地図上に示したものであります。連絡班の新設などにより、行政区画の一部が変更された場合に、その都度修正をかけております。原本となる図面はかなり傷みもあるため、現在、他の業務で導入しております地図情報とマッチングさせ、電子データとして保管するよう準備をしているところであります。今後、区画線の確認作業などを行った上でデータとして作成し、今年度中には改めて各区にもお示ししたいと考えております。

次に、2 番目のご質問の「連絡班活動へのサポート」についてであります。具体的にどのようなものが考えられるか、今、原案を持ち合わせておりませんが、住民のコミュニティ活動に役立つ情報を提供する努力は当然必要なことだと考えておりますので、庁内はもちろんでございますが、村民の皆様にもそれぞれアイデアをいただいたり、具体的な提案をしていただければ、工夫できるところは研究してまいりたいと考えております。

次に、3 番目のご質問の「宅地造成認可の際に、生活環境・生活インフラ等の指導・規制等について」であります。新たに3 戸以上の宅地造成事業を行う場合のほか、事業所の新規造成などに対して、宅地造成事業等に関する指導要綱により、事業者の方と協議を行っております。造成地内の道路計画や給排水計画の協議、必要に応じて防犯灯やカーブミラーの設置のお願いや、区連絡班への加入についても指導をし、お話をしております。

ただし、これはあくまで指導要綱でありますので、強制することができないのが現実であります。この指導の目的であります、山形村へ転入し、入居されて実際にそこに住まわれる方が生活しやすい環境を整えるために、行政と開発業者とがお互いに調整をする場になっております。あくまで指導要綱という範囲であります、そんなことで活用をしているという現状でございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5 番（百瀬昇一君） ありがとうございます。区画の関係につきましては、設置規則等でうたわれておりますが、今、電子関係で整理をするということですので、期待はいたしますが、昨年、地域コミュニティの関係で視察した高森町で、たしか行政区画

図等を転入者に見やすいものでご案内を申し上げ、加入促進をしているという内容を聞いたかと思います。

そんなことで、ぜひ転入者にもわかりやすい区画図なり、転入してきた人に村の内容がわかるように、ぜひ説明をしてもらいたいということで、そういう資料をつくっていただきたい。それとあわせて、私、春先までは区長ということでしたので、そのときには区へ新規加入してきた方に村の内容なり区の内容なり、説明させてもらい、懇親を持ったという内容でございましたので、そういう意味合いでそういうものをつくってもらいたいと。そんなことで今回の説明は申し上げました。

また、今年春先、生活ガイドブックということで大変きれいで見やすいものにしていただきました。ありがとうございます。こんなことで、ぜひこのような見やすいもの、今までの字だけのものではなくて、先ほどの質問でもそうなのですが、字だけではなくてイラストとか色とか、そういうもので訴えるようなアドバイスというか、住民への通知文なり指導書にしてもらいたいという思いで質問させてもらっております。

今、村長で2問目につきましてはご回答いただきましたので、これ以上はしませんが、全体的に申し上げていきたいのは、ぜひ住民サイドに立った内容ということで、いろいろ決まった内容についてはせっかくホームページ等ございますので、ホームページには掲載していただく。また、決まったそういうものについては、村民にわかる簡略版も出してもらいたいと、そんなことでぜひそれぞれの範囲の中で、それぞれの部署の中で、そういう形を考えていつていただきたいということで、今回、質問させてもらいました。

そんなことを期待申し上げて、本日は2つの質問を終了とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。これで質問は終わりでよろしいでしょうか

○5番（百瀬昇一君） はい。

○議長（三澤一男君） 以上で、百瀬昇一議員の質問は終了しました。

◇ 春 日 仁 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位2番、春日仁議員の質問を行います。

春日仁議員、質問事項1「山形村の景観を守る条例ついて」を質問してください。

春日仁議員。

(1 番 春日 仁君 登壇)

○1 番 (春日 仁君) 議席番号 1 番、春日仁です。「山形村の景観を守る条例について」質問します。

山形村の豊かな農村風景や、四季折々の美しい里山風景は、この村の貴重な財産であると思います。しかしながら、近年では森の伐採、荒廃した農地等あり、美しい里山の風景が損なわれているのも現実です。そこで、この美しい山形村の風景を後世に残していくためには、村独自の条例制定が必要だと思います。

質問させていただきます。この景観条例制定の必要性についてどう思われますか、伺います。

○議長 (三澤一男君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。
本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長 (本庄利昭君) 春日仁質問にお答えをいたします。「景観を守る条例について」のご質問であります、「景観条例制定の必要性について」ということであります。

現在、山形村においては、良好な景観を守るための独自の規制は特に設けておりません。県の景観条例に準じて指導している実態でございます。この景観条例は個人の資産に対して強制力がないということが悩ましいところでございます。行政指導では景観条例を盾に踏み込めないというのが現状であります。しかし、周辺の景観への影響が大きいと予想される行為につきましては、地域住民の皆さんの求めに応じまして、配慮がされるようにそれぞれ調整をお願いしているところであります。

また、土地利用計画に基づく利用区分、山形村宅地造成事業等に関する指導要綱の中で、景観形成基準を設けて指導をしております。これらが村独自の基準といえるところでございますが、今のところ、村独自で景観条例というものを策定する予定は現在はありません。山形村の自然や社会的、経済的及び文化的条件に配慮しながら、景観の保全に努めていかなければならないとは考えておりますが、今のところはそういった状況でございます。

○議長 (三澤一男君) 春日仁議員。

○1 番 (春日 仁君) 今、山形村の里山を見ますと、地肌が見えている部分もあります。一番心配しているのは近隣の住民の方でして、今後どのように再生されていくのかなということで、明確な説明がないということが一番、近隣の住民の方は困ってい

る部分であります。

そこで、基本条例というのを制定してということも考えますが、あまり条例で住民の方が窮屈になってはいけないと。そういった思いもあります。しかしながら、今後どう再生していくのかというのがわからない状態ですと、例えばガイドラインですとか、そういうものが必要になってくると思います。

そこで質問したいのですが、開発している側の地権者と住民との間に行政がしっかりと入って話し合い等を持ってないのかという質問をさせていただきます。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 開発事業に伴いまして景観が損なわれ、それによって地域の住民の皆さんがいろいろと心配をされているということがあると思うのですが、先ほど申し上げましたが、県の景観条例であったり、あとは開発行為に対する森林法であったりそういったところでどういう規制がかかっているか。

それと、規制できる法律と、自由に経済活動をしていいという権利の問題。その辺のすみ分けだと思うのですが、村としてやらなければいけないと思っていますのは、地区でそれぞれ、例えば区であったり連絡班がございますので、そこで例えば区の総意であったり連絡班でこういった問題だということが具体的にそのグループで意思がはっきり固まれば、それはそれでまただと思うのですが、現実にはいろいろ話を聞いておりますと、何事もそうではありますが、賛成の方、反対の方がある。これが現実だと思います。行政の立場としましては弱い立場というのですか、そういったところを当然カバーしていくのが行政の1つの役割だとは思っております。ですが、今の開発行為みたいなことに関しましては、その地区である程度の方向性というのですか、そういったものが出ると行政も動きやすい、そんなふうに思っておりますので、また機会を見てそんなこともそれぞれの地区の方へはお願いしたいと思います。以上であります。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 企業の開発等に関しましては、もうルールに則っているということですので、これは条例を制定してその事業を止めるということではありません。近隣住民とのトラブルというのですか、そういったものを避けるためにも、ある程度の条例の制定というのが必要になると思われます。

そこで、森林開発だけではなくて、各地で景観ということで問題になっている部分もありますが、ソーラーパネルですね。規模の大きな設備。こういったものに関しま

して、村でルール等ありましたらお答えください。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 言われております太陽光の関係であります、太陽光につきましては山形村の宅地造成事業等に関する指導要綱というものの中で、現地での説明会、地域住民への説明会をお願いしますということで、指導というかお願いというような形の中では対応しているところであります。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） わかりました。それと、あくまでも景観ということで質問させていただきたいと思いますが、長野市方面に高速道を走らせていきますと、明科トンネルを越えると急に左右の山に松枯れが目立ちます。この松枯れ、松くい虫ですけれども、これはあくまで景観という視点から質問させていただきますが、これも村のルールといいますか、何か対策といったものはございますでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 松くい虫、松枯れについてのルールであります、後ほど小林議員からもご質問が出ていますのでお答えしますが、松くいが出た時点で、情報等いただいたところで関係機関へまず検体の調査を出しています。まずは線虫がいるかどうかの有無を確認させていただいて、線虫がいたということになりますと、その後に松くい虫に関連するマツノザイセンチュウというものかどうかの確認を県の林業センターでしていただくといった手続になります。

今のところは個人で対応していただきまして、それについて村で補助を出しているといったような内容が今のところのルールであります、景観上、松くいが出たから必ず切れると一番いいのですけれども、どうしても所有主さんがいらっしゃることで、お金がかかってしまうものですから、若干残っている部分はあると思いますけれども、これからも伐採について対応をさせていただきたい、交渉を進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 景観条例というのは制定していくと、法的な条例を持ちますとこれはかなり厳しいといったようなことで、私も調べて、他の市町村でもやられているところもありまして、法的に縛ると住民の方が窮屈になってしまうということもあると存じておりますが、それでもやはり山形村の美しい景観というのをこれからしつ

かり守っていくといった思い、そういったものを住民の方一人ひとりが持っていた
く。そういうことが重要だと思います。

そのためにも、ある程度、村としても条例ないしガイドライン等々は制定し、広く
住民の方に意識をしてもらおうといったことが大切だと思います。その辺、どう思われ
ますでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 議員ご指摘の景観条例の性格というのですか、どういったもの
かという基本的なところだと思うのですが、例えば強制力を持ったものをつくるとい
うことになると、いろいろ罰則規定を設けたり、手続がそれなりに難しくなって
まいりますので、簡単につくるというのはなかなか困難だと思っております。

もう1つは、スローガンといいますか、村民の皆さん全員で目標を定めて「山形村
の景観をみんなで守りましょう」というような、自分たちの努力目標みたいなものを
定めていって、意識を高めていく。そういった性格の条例であれば、それはまたそれ
で価値があるものだと思っております。

これは昨年でしたか、議員の方からも環境条例、議員発議でどうだというような話
も出ておりました。ぜひまたそんなことがありましたら、そんなことも話題にしても
らいたいと思いますし、そういった機運を高めていくということも山形村の景観を守
る1つの手段だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） わかりました。やはり一番大切なことは、どう再生していくか
という部分だと思います。荒廃した農地もそうです。荒れた里山もそうです。どう再
生していくかということが大切だと思います。どうか村民の方一人ひとりが意識を持
って、美しくしていこうといったようなスローガンであるとか、そういったものをぜ
ひつくっていただきたいと思います。

私の質問は以上です。

○議長（三澤一男君） 1番目の質問はよろしいですか。

○1番（春日 仁君） はい。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員、次に、質問事項2「インフルエンザ予防接種につ
いて（子育て支援）」を質問してください。

春日仁議員。

○1 番（春日 仁君） 2 番目の質問になります。「インフルエンザ予防接種について」質問します。

毎年この時期になりますと、インフルエンザの予防接種によって家計が圧迫されるという意見を多く聞きます。村内のとある医療機関では、1 回3,700円。1 3 歳未満のお子様については2 回必要となります。1 回目3,700円、2 回目が2,800円。若干の割引が入ります。計6,500円ということになっております。また、村内では6 5 歳以上の方は1 回1,000円で接種ができます。

そこで質問します。予防接種の有効性をどう思われますか。また、子どもの接種代6,500円をどう思われますか、ということで質問をさせていただきます。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 「インフルエンザの予防接種」についてのご質問にお答えをいたします。

最初に出ておりました「予防接種の有効性」についてであります。それぞれ参考文献によりますと、インフルエンザワクチンの接種の意義は重症化を防ぐことにあると言われております。毎年流行するインフルエンザの種類が異なりますが、ワクチンの型と流行する型が一致すると5 0 %程度の予防効果があると言われております。

有効性につきましては、予防接種法に基づく定期接種となっている6 5 歳以上の高齢者の方や、6 0 歳から6 5 歳までの一定の障がいをお持ちの方への接種は合併症の発生や入院、死亡といった重篤な状態を減少させる効果があるとされているようです。乳幼児におけるワクチンの有効性については、諸説ありますが、2 0 %から6 0 %の発病防止効果があるとされているようです。

インフルエンザの感染から守るためには、日ごろの手洗いやうがいなどを徹底することも感染予防に効果があるとされております。

次に、2 番目のご質問の「子どもの接種代について」であります。決して安い金額ではないと思います。

村内の医療機関のインフルエンザの予防接種の料金を調査いたしましたところ、1 3 歳未満の子どもは2 回接種となりますので、2 回で6,400円から7,000円でありました。予防接種は家族間の感染を予防する必要がありますので、複数のお子さんや

家族で接種する場合は数万円の費用がかかるのが実態だと思います。ご家庭の経済状況によっては、予防接種を望んでもできない場合もあると推測されます。

インフルエンザの予防や重症化を予防する面からの接種費用の補助については、ワクチンの有効性などを総合的に判断する必要がありますが、子育て世代の経済的な負担軽減のための補助としては、他の子育て支援策とのバランスを考慮しながら、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） インフルエンザ予防接種、ワクチンですけれども、有効性に関しまして50%ということで、私の調べたところでも、やはり60%。内容は、3割は確実に効果があったということであります。残り3割、まあまあ効果があったと。どちらかといえば効果があったということで、6割ということになります。

そこで、気になる接種率、これは山形の、私の仲間ですとか保護者の方に聞いたことですので、確実な統計ではありませんが、接種率ということで6割から7割ぐらいでした。なぜ摂取しないのかといったことも確認をとったのですが、「有効性を疑う」という保護者の方もいましたが、圧倒的に多いのはやはり「接種代が高いので」という方がほとんどであります。「安ければ接種を望みますか」ということで「それはもちろんそうです」という答えが多かったですね。

そこで質問させていただきたいのですが、今、77市町村あります。幾つかの市町村で補助金を出しているといった情報を私も持っているのですが、確実な数字、77市町村のうち幾つの市町村が今、補助金を出しているのかというのがわかりましたら答弁願います。

○議長（三澤一男君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 今の春日議員の、幾つ出しているかというところですが、77市町村のうち44市町村が何らかの補助を出しております。この調査は今年度の9月に県で調査した結果によって出た数字であります。以上です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 44市町村ということで、半分以上が今、補助を出しているということになります。この44市町村の中で、年齢ですとか、そういった情報がありましたら答弁いただきたいと思います。あと、金額、補助額もわかりましたらお願いします。

○議長（三澤一男君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 今のご質問ですが、年齢は子どもでしたら6カ月から18歳までというような形で、広範囲にわたっているところもあります。あと生後6カ月から有効性のある5歳ぐらいまでというところもありますし、中学校の受験に備えてということで、13歳のお子さんのみというところもあります。それぞれ市町村の思惑というか目的によって対象年齢等、非常に異なっているというところですよ。

それから金額も同様に、それぞれの市町村で大分開きがありまして、市町村で1,000円補助をして、残りの分、差額は自己負担というところが割と多く見受けられます。それから全額補助というところまでありますので、それぞれの市町村の考え方によって、1,000円の補助にするのか、あるいは2,000円、それから半額ぐらいの補助にしているというところもありますので、それぞれの市町村で任意接種になっておりますので、異なっているところであります。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） この補助を出している44市町村ですが、もし情報がありましたらお答えいただきたいのですが、この補助をした結果、接種率がどうなったかといった情報がありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 幾つかの市町村に聞いてみましたが、それぞれ、やはり違っておりまして、予防接種の補助を出したのだけれども、次の年に予防接種率が下がってしまったというようなところもあります。そのところは大体30%ほどのご家庭で接種をしているというような形です。先ほど春日議員で接種率、うちの村は60から70%ということで、非常に高かったのですが、補助を出しているご家庭だけという形でしたので、30%前後というようなところもございました。

そのほかの市町村で、ここは100%補助をしている市町村なのですが、そここのところでは接種率は大体30%だったものが40%ぐらいに上がったということをおっしゃっているところもありました。ただ、先ほども議員から有効性についてというところも保護者の方々が判断する材料となっているところもあるようで、なかなか接種率が上がらないというところもありますし、上がったというところもありますので、それぞれの市町村の補助率だとか対象年齢によって大分このところが変わってくるのかなと、調査したところ、感じております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 思ったほど上がっていないといった状況ではあると思いますが、インフルエンザで一番困るのが急な学級閉鎖といったものが大変困ります。保護者も大変困っているところですが、それは各家族がやはり山形村は増えております。子どもが病気になったとき、インフルエンザにかかったときに仕事を休まなければならないというのが皆さん悩んでいるといえますか、すごく心配している部分であります、また、児童館の利用もできなくなります。

病後児保育というのもありますけれども、村内の病後児保育につきまして、インフルエンザのルールといったものがありましたら、お答えください。

○議長（三澤一男君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 病後児保育につきましては、罹患していたものが治癒した状態という形ですので、インフルエンザについても学校に登校できるような状態になる。あるいは、保育園に登園できる状態後に、まだ静養が必要な場合については病後児保育として受け入れるというような形であります。以上です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） となりますと、病後児保育も病院の許可が出てからという形になりますので、やはり仕事を休まなければいけないといったことが一番の悩みだということになると思います。そして、補助をしたから接種率が上がるとは思いませんが、しかし、私の聞いた中では、「安くなれば接種を受けたいです」といった話もありましたし、毎年毎年、接種をしている保護者につきましてはもう、「毎年毎年大変なのだ」と、切実な話を聞いております。

では、村としてどこまで補助したらいいかといったことに関しましては、それぞれ、77ある市町村の中で44やっけていても、44の中で、それぞれの市町村の事情で半額になったり1,000円だったり、全額だったりという部分はあると思います。

山形村でもぜひ子育て支援として、この村を選んでまた転入してきてもらう。その1つの材料としてもインフルエンザの予防接種に「こういったものに補助を出していますよ」といったことで、村の1つの子育て支援として取り組んでいただければと思います。

村長の率直なご意見を最後にお聞かせいただきたいと思います。予防接種、保護者が悩んでおります。その辺について今一度、お気持ちをお聞かせください。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 子育て支援の施策の1つとしてということだと思うのですが、私としましては、先ほど何回も申し上げておりますが、有効性の問題がどうしても、税金を投入する話なものですから、金額、予算ということと、もう一つ、一番大きいのは有効性があるということだと積極的にということになるのですが、もう少しその点は見極めて判断をしたい。そんなふうに思っております。以上です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 接種率が上がって、学級閉鎖の数が減るか。そういったこともまだ検証も何もされていない状態ですので、大変難しいとは思いますが、それでも毎年毎年インフルエンザの予防にということで、必ず接種をしているご家庭はあります。どうか検討から一歩進んだような形で、ぜひ補助金といったものをお考えいただきたいということを要望し、私の質問を終わりにします。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員よろしいですか。

○1番（春日 仁君） はい。

○議長（三澤一男君） 以上で春日仁議員の質問は終了しました。

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位3番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「いのち支える市町村キャラバンへの対応」を質問してください。

大月民夫議員。

（7番 大月民夫君 登壇）

○7番（大月民夫君） 議席7番、大月民夫です。本年も残りわずかと迫ってまいりました。何かと気ぜわしい折とは思われますが、議会の膨張に大勢の皆様にご都合いただきました。ありがとうございます。また、行政執行機関の皆さんからも快くご理解を賜り、3回目となります休日議会が開催できますことに厚く御礼を申し上げます。

それでは「いのち支える市町村キャラバンへの対応」につきましての質問に入らせていただきます。

これまで「個人の問題」とされてきました自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりまして、平成28年「自殺対策基本法」の改定によりまして、各市町

村単位での自殺対策計画の策定が義務づけられました。地域住民が互いに支え合う地域共生社会実現の契機になりますよう各地で市町村長のリーダーシップに期待が寄せられております。本村の取り組み状況をお聞きしながら、広く村民の皆さんへ周知の機会にできればと思っております。

それでは初めに「自殺対策計画」が策定されます目標時期の設定はいつぐらいの予定でしょうか。並びに、策定プロジェクトの構成メンバーについて、及び取り組み状況についてお聞かせください。

次に、長野県の自殺対策推進センターから発信されております「計画策定支援」や「人材育成研修支援」など、県との連携を推進する予定はありますか。一応、確認をさせていただきます。

行政の最大の責務は「住民の命を守る」ことに尽きると思われれます。全庁的な取り組みとしまして、「誰も自殺に追い込まれることのない山形村」の実現を目指した計画策定に期待をいたしますが、計画の構想を含めた所見をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、通告書に基づきました質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大月民夫議員のご質問にお答えをいたします。「いのち支える市町村キャラバンへの対応」のご質問であります。まず1番目の質問の「自殺対策計画の策定期間、取り組み状況について」であります。

自殺対策計画の策定期間については、平成30年度中の策定を予定しております。また、策定プロジェクトの構成メンバーであります。副村長が委員長となり、庁内の横断的な体制を整えるために、税金徴収業務、社会保障業務等にかかわる職員を各課よりそれぞれ選出し、事務局を含め、14名で委員会を構成しております。

次に、取り組み状況についてであります。現在、課長会議において本計画の説明、計画策定委員会の開催、村民対象のアンケート調査の実施、厚生労働省が作成した「市町村自殺対策計画策定の手引き」に基づき、庁内既存事業と自殺対策との関連を把握するための事業の確認作業を各課に依頼して実施をしております。今後の取り組みとしましては、計画策定委員会の開催、村民の皆さんへのパブリックコメントの聴取などを予定しております。

次に、2番目のご質問の「県との連携推進」についてであります。長野県と地域自殺対策推進センターを併設する精神保健福祉センター主催の「自殺防止地域関係者研修会」など、自殺対策に関する研修会に担当者が参加し、計画策定に関する研修会を受講しております。また、必要に応じて関係機関より助言をいただいております。

次に、3番目のご質問の「計画の構想」についてであります。村内でも過去において様々な要因により自ら命を絶たれた方もおります。自殺の要因は様々であります。議員ご指摘の行政の責務として、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、本計画の策定を機にさらに積極的に自殺防止対策について庁内外と連携を密にして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 概要につきましてはお聞きをいたしました。まさに今、作業を進めていただいているところということで、今回の特徴はいろいろあるかと思いますが、どちらかというところという専門的な業者とか、そういう皆さんが音頭とりというのはあるのかなと思ったのですが、どうもそうではなくて、庁内のまさに副村長を筆頭に各課でやっているということで、私としたら大いに、余計に期待をしたいなと思いますので、もう少し詰めて再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

地域のコミュニティの問題というのはかねてよりご努力をいただいておりますので、あえて言うまでもないかもしれませんが、どうしても今日の日本社会というのは価値観が多様化してしまっている。地域社会よりも個人を重視する傾向が進んでいる。我が山形村も例外ではないどころか急激にその方向に進んでいるのではないかという危惧が、本当に大勢の方がそう思っていると思うのですが、それに加えてさらに経済格差、教育機会や雇用などの社会的格差もますます広がっていると。結果的に、何かというと、様々な悩みや問題点というのを1人で抱え込んでしまうという実態というのが潜在的に増えているのではないかなと言わざるを得ないような実情ではないかと思えます。まさに行政が主体となって、仮称ですが、「山形村いのちを守るネットワーク推進計画」、これは何としても構築すべきという思いから、細部についてもうちょっとだけお聞きしますので、よろしくお願いします。

まず、現況と意識調査の件で伺いますが、山形村の近年における自殺の実態状況の把握というのはできておられるのか伺います。もちろん中身の公表は求めませんが、

そういったデータというのは整理されているのかどうか、お聞きしたいと思っております。

また、先ほど村民のアンケートを既にやられているというお話なのですが、その意識調査の手法はどんなふうに進めておられるのか、概略でも説明をいただければと思います。

いずれにしましても、村独自の計画策定には欠かせない基礎資料となりますので、あえてその辺を確認させてください。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） それではまず、山形村の自殺の現状ということで、本計画を策定する前段として自殺総合対策推進センターというところで、各自治体の自殺の現状等のプロファイリングといいますか、そういう分析をいただいて、そちらの情報提供をいただいてあります。人数的には年に1人いらっしゃるかいらないかという現況ですけれども、原因としましては、今議員おっしゃるとおり、職場の人間関係ですとか失業ですとか生活苦、介護の悩み等が主なものになっているという情報提供をいただいております。

アンケートの手法でございますが、高齢者の方ですとか、ちょうど9月等に健康スクリーニング等がありまして、そういう部分で幅広い年代層の皆さんから無作為抽出ではございますが、アンケートにご協力いただいて、現在集計を進めているところでございます。

以上です。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） いろいろと作業を進めていただいているということですので、あまりくどくは申しませんが、長野県内で、一応対策書は今年の3月にできたという、山形とあまり規模が変わらない自治体にちょっと聞いて、幾らか調査をさせていただきました。直近、計画書作成する前の住民意識調査の集計報告書というのを見せていただいたのですが、その内容を参考までにお聞きいただきたいのですが、直近10年間ぐらいの、そこは村ではなくて町なのですが、自殺の実態状況の推移というのが男女別、年齢別で事細かに報告書の巻頭にそれが記されております。何としても皆で協力し合って自殺を撲滅しようという宣言から報告書が始まっているというのがすごく特徴的に思いました。

住民への意識調査というのが、設問が30項目にわたっております。正直、この

問題というのは本当にデリケートな部分が多いものですから、なるだけオブラートに包みたいなやり方かなと思ったのですが、この町では本当に率直な設問が多かったです。「これまで本気で自殺を考えたことがありますか」という質問が含まれております。その回答結果というのが実に2割、5人に1人が「ある」という、そんな結果で、特に高齢者より20代、30代が多いというのが驚きの結果と私は見たのですが、そんなのが出ておりました。

もう1点だけ申し添えますと「自殺対策は自分自身にかかわる問題と感じておりますか」という設問に対して、「そう思う」とか「どちらかといえばそう思う」を合わせると、その自治体では42%に達したそうであります。この調査というのは、厚生労働省がやっているのですが、全国平均は35%だそうです。長野県が不名誉ではありますが、全国で最も自殺の割合が高いと言われている、そんな実情が垣間見える調査結果でありました。

もうちょっとだけ、質問に入らせていただきます。人材育成と組織づくり、その2つだけ再質問させていただきます。

まず人材育成ですが、中身がまだ私もあまり認識がしっかりないものですから、もししたら的外れなところがあれば恐縮なのですが、各自治体単位で自殺撲滅対応を推し進めるにあたってどうしても欠かすことができないのが、ゲートキーパーというらしいですが、ゲートキーパー役をお務めいただく人材育成だといわれています。これは内閣府が示した大綱の重点施策に掲げられておりますので、若干、ゲートキーパーについて触れさせていただきます。

ゲートキーパーは特に専門の資格や免許を取る必要はないようですが、自殺の危険を示すサインを見逃さず、適切な対応・アドバイスができるように専門的な知識を得られる人材として継続的に研修を受講願ったり、公益的な情報も得ながら、対策推進本部の中核スタッフをお努めいただく人材のようであります。

ある先進的な自治体での対応としては、お聞きする限りでは自治体の相談窓口の統括責任者がまず筆頭となるようです。山形でいえば副村長さん、総務課長さん、保健福祉課長さんあたりかなと思うのですが。それ以外に保健師さん、看護師さん、ケアマネジャーさん、民生委員の皆さん、これは代表の方らしいのですが、そういう方々がゲートキーパーに参画しているケースが多いと伺っております。今後、県との連携も深めながら、村としても複数名の人材育成の検討にぜひ着手いただいて、これが計画策定の中に「具体的にこういうふうにやりますよ」と、そんなこともうたい込む必

要があるのではないかと思うのですが、特にこの件、通告していなくて恐縮ですが、この辺の人材育成の面でどんな思いか、お聞かせいただければと思います。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 今、具体的にゲートキーパーという位置づけの職員はおりませんが、保健師ですとかが中心で、精神保健の部分でいきますと、自殺対策の研修会等は積極的に参加するようにしております。また、今、議員さんおっしゃるとおり、各関連、民生委員さんも含めまして、そういう方への理解ですとか自殺対策への周知も必要になってくると思いますので、そちらはぜひ計画にも反映させながら、総括的な部分での自殺対策の計画書になるように対応したいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） よろしくお願ひしたいと思います。今、認知症サポーター制度がございますね。できるだけサポーターを多くしましうと進めていらっしやうと思うのですが、まさにそれと同じような形で、地域のお仲間同士であつてもいいですし、あるいは民生委員の皆さんとか、私ども議会が組織を挙げてそういうのに参画して、なるたけネットワーク、かかわる方を多くするということが大事だと思いますので、ぜひ計画策定と同時にゲートキーパーに関しても同時に進行いただきたいと思います。

もう1点、組織の件ですが、これは村長答弁でもこういうふうにやられているということですから、あまり詳しくは、何回も言うのも恐縮ですけれども、生きることへの包括的支援は誰しもが等しく支援を受けられるようにという狙いなわけですが、それで国の定める自殺対策基本法に基づきながら全国すべての都道府県、並びにすべての市町村が独自に計画を策定して支援を行う。そういうシステムであります。

当村も決して立ち遅れるわけにはまいりませんので、相談窓口というのはもしかしたら広域的な援助もいただかなくてはいけないケースもあるうかと思いますが、少なくとも悩みとか問題点に対応する支援体制の組織づくり、庁舎内のすべての部署から推進員を選任願つて、ネットワークを構築するという、その組織を計画書にも具体的に記載し、村民に確実にそれを告知するという、そんなスタイルで、その辺を明確に組織建てをお願いしたいと思いますが、その辺、再度確認させてください。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 庁内を横断的な組織体制ということで、先ほど村長が若干触れさせていただきましたが、自殺の原因、起因とされるような生活苦ですとか家族関係とか失業とかいう部分につきましては、税務課でいきますと若干税金の滞納

がスタートすると生活困窮ですとか、保健福祉課ですと精神的な疾患をお持ちの方ですとか、夫婦間の問題とか、いろいろな部分。あとは子育ての悩みですとか、そういう部分を含めた中で、できるだけ連携をとれるような形の体制は今後さらに密につくっていかなくてはいけないと考えております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） よろしくお願ひしたいと思います。ちょっと古い話ですが、今から8年前、平成22年、松本市で「いのちのきずな松本」という電話相談を始めたのを聞きまして、私、松本市にいろいろ教わりにいったことがありました。そのときには、やはりいろいろな電話のご相談を受けて、それに対してどう対応するかというのは、時間的余裕が全くないと、これはどうするああするというのはまた後で連絡するというわけにいかないから、もう即、検討する余地なくすぐ対応を、具体的に相談していかななくてはならないという意味で、どんな問題にも対応する意味ではやはり全庁舎とか全課がそこに推進員としていることが大事だという、そんな話をつくづくお聞きして、大分昔ですが、この一般質問の場で報告をさせてもらったこともございました。

最後に、総括的に私、申し上げまして、ご所見をいただけたらお伺いして終わりたいと思いますが、本当にこの問題というのは多くの皆さんは「自分は大丈夫だ」と誰しも思っているような気がいたします。決して、逆にあまり神経質になりすぎる必要もないのかもしれませんが、私もそんな思いで、しっかり信念を持って言っているわけではないのですが、いろいろな難しいところがありますけれども、ただし、先ほど申し上げたとおり、時代の潮流というのが集団から個人の方向に向かって、将来孤立化する方々の確率というのが、残念ですが、非常に高まっていること。生活の背景に、精神保健上だけの問題ではなくて、先ほど課長もおっしゃっていたのですが、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、またいじめ、失業、病気。そんな社会的要因のうち、同時に幾つかがのしかかったときには本当にびっくりするほど一気に失速して、正常な判断ができなくなる。自ら自分をコントロールできなくなるということが思わぬ形で発生することは誰もあり得ると、専門の方がよくおっしゃっております。

今回の自殺対策計画策定においては、村民が本当に窮地に追いやられて制御不能のときには藁をも掴む思いを行政に委ねてみよう。そう思っただけのようなぬくもりが感じられるというのですか、そんな計画書が各家庭に届けられることを大いに期待したいと思います。

最後にご所見をいただけたらお伺いして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 大月議員の、村の行政の最も大切な部分の「生命・財産を守る」の生命のところの話でございます。役場で行政ではいろいろな情報を持っているわけでありますので、その情報をいかに結びつけて、少しでも許す範囲で個人の情報を共通のデータとして活用して自殺防止対策についても全力で取り組む。そんなことで進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 1 問目はよろしいですか。

○7 番（大月民夫君） はい。結構です。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員、次に、質問事項 2 「公共施設管理に関する基本的な方針」を質問してください。

大月民夫議員。

○7 番（大月民夫君） それでは「公共施設管理に関する基本的な方針」につきましての質問に入らせていただきます。

中長期的な視点から、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的かつ効率的に実施するための考え方をまとめました「公共施設等総合管理計画」が示されましてから、間もなく 2 年の歳月が経過しようとしております。

公共施設といいましても、俗に箱物施設といわれる公共建築物から各種インフラ施設まで非常に広範囲ですが、時間の制限もございますので、今回は村民の注目度が特に高いと思われます 3 項目の建築物関係に絞りまして、現時点での推進方針をお聞きしまして、多くの村民の皆さんから多様なパブリックコメントの源泉に結びつくことができればと思います。そんなわけで、極力具体的でわかりやすい進捗状況の説明をいただきますよう冒頭に要望させていただきます。

初めに、ふるさと伝承館につきまして伺います。管理計画での推進方針としましては、「著しい老朽化に伴い、他の施設に統合もしくは建て替え、運営方針も含めての施設のあり方を検討します」とうたわれています。実施計画も踏まえた観点で、推進方針に対する現況報告をお願いいたします。

続きまして、清水高原スカイランドきよみずにつきましてお伺いします。将来展望も加味しながら、推進方針の中では「老朽化による大規模改修も視野に入れながら、施設の利用状況や代替え機能の可能性などを勘案して、総量抑制方策を検討します」としております。現状での指定管理契約もたしかあと残り 1 年ちょっととなっている

点なども考慮しながら、推進方針に対する現況報告をお聞かせいただきたいと思います。

3点目は各施設のトイレの洋式化についてであります。大多数の現有施設は、長寿命化の実施方針として「点検や診断結果に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組む」としております。このことにつきましては、全く異存はございません。利用される皆さんの配慮や協力をいただきながら、最大限安全で快適に長期間、現状施設を活用したい。その思いは村民の総意であります。

しかし、そこで快適さの観点からどうしても付け加えたいのが、今では各ご家庭でも公共施設でもほとんど姿を消しつつある和式トイレが本村の施設内ではまだ主流を占めている点であります。各施設のトイレの洋式化を計画的に早期に推進することが長寿命化意識の共有を図る上での必須事項と思われます。以上、推進要望に対する現況報告をお聞きます。

以上、通告書に基づく質問とします。お願いします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目の質問であります「公共施設管理に関する基本的な方針」にお答えをいたします。

村では平成29年3月「公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。当計画は、施設類型ごとの方向性や管理のあり方、統廃合の推進方針などを示しております。特に公共の建物については、村の人口減少の推移から、建築物の総量を平成44年度までに5%の縮小が数値目標となっております。

国は市町村に対し、平成32年までにさらに個別施設ごとの「公共施設等個別施設計画」を作成するよう促しております。当村としましても、公共施設等個別施設計画に向けて、その前段として現状を把握するため、村の主要と思われる20施設の「公共施設現況調査」の聴取を行い、担当課とヒアリングを行っております。

それも踏まえて、1から3の質問の進捗状況を説明させていただきます。

1番目のご質問につきましては、後ほど教育長が答弁をいたします。

最初に、2番目のご質問の「スカイランドきよみず」についてであります。スカイランドきよみずは現在、指定管理制度を導入して運営しております。現在の指定管理者であるトヨタエンタプライズとの契約が平成32年3月までとなっておりますが、

ヒアリング時には「計画的に保全する施設」と位置づけ、個別施設計画の劣化診断等を実施していく予定であります。

また、今後、スカイランドきよみずの運営のあり方等を検討するため、仮称ではありますが、公共施設のあり方検討委員会を設置し、公共施設全般について、将来に向けて持続可能な公共施設のあり方について意見を伺う場をつくりたいと考えております。

次に、3番目のご質問の「各施設のトイレの洋式化」についてであります。現在、村の主要な公共施設のうち、洋式トイレが設置されていない施設はふるさと伝承館とB & G海洋センターであります。現段階で改修計画はありませんが、これも担当課とのヒアリング時において、B & G海洋センターはこれから策定する公共施設等個別施設計画の中で改修等を検討していきたいと考えております。また、本年度は宝くじ助成金でありますコミュニティ助成金を活用し、いちいの里とトレーニングセンターの一部残っている和式トイレを洋式トイレに改修する計画で申請をしておりましたが、補助金の申請が通らなかったために、これにつきましても公共施設等適正化事業債のユニバーサルデザイン化事業を活用し、トレーニングセンターの研修棟及び体育館の一部残っている和式トイレの洋式化と段差の解消工事を実施する予定であります。そのほかの施設においても必要な改修が計画的に行われるよう、個別施設計画等で検討していく予定であります。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長、1番のふるさと伝承館について答弁をお願いします。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 大月議員の「ふるさと伝承館」に関するご質問につきまして、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私からお答えをさせていただきます。

平成29年3月に策定されました山形村公共施設等総合管理計画では、個別にふるさと伝承館を抽出し、管理に関する基本的な考え方として、統合、建て替え等の検討をしていくという推進方針が示されております。また、総務課とのヒアリングでは、現在の建物は老朽化により危険な状況であり、早急な対応が必要であるとの意見が出されております。

ふるさと伝承館につきましては、村の大切な文化財の保存と活用を図る貴重な施設であり、新たな施設整備が求められていますことは十分認識をしております。このため、村といたしましても、ふるさと伝承館の新たな整備について検討を進めてまいり

ましたが、特定財源をどう確保するか、また、施設の複合化や望ましい施設の運営・維持管理のあり方はどうあるべきかといった事項を総合的に考える中で、現在のところ具体的な方向性を示すことができておりません。

しかし、ふるさと伝承館の整備に関しましては、重要な課題と捉えておりますので、行政単独での考え方のみならず、民間資金や民間のノウハウを活用するPFIやPPPなどの多様な取り組みも含めて、引き続き研究を進め、整備のあり方を示していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） では1点ずつ再質問させていただきます。

まず、ふるさと伝承館につきまして、方向性は見ているけれども、まだ具体策の面ではほど遠いかなという、そんな印象を受けております。ただ、第5次総合計画の後期基本計画で整備計画の推進が明記され、それと同時に入館者数、要するにふるさと伝承館に来ていただける入館者数のベンチマークというのが、現状年間100人が4年後には2,000人という目標を掲げるなど、いよいよ始動にスイッチが入るのだなという思いではあります。

そこで、実施計画書に基づきながら、もちろん実施計画ですから確定事項ではないのですが、目指す方向性についてどうなのかという点でもうちょっと確認させてください。あくまでもこれは実施計画なのですが、それによりますと、実施時期としたら来年2019年から2020年にかけての実施目標となっております。事業名、これはもしかしたら語弊があるかもしれないですが、計画書では事業名としたら図書館歴史民俗資料館の複合施設整備事業とする。そんなふうに計画では明記されているのですが、この辺の方向性に大きな変更はないのかどうか。その辺を確認させてもらっていいでしょうか。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 複合化で、その実施計画を提出したときは図書館との複合化が望ましいかなということで、社会教育施設を一体的に整備していくと。今、課題になっている施設について、複合化するのが最も望ましいかなというのはそのときの考え方でありました。ただ、財源的な部分も含めると、なかなか困難な部分もあって、複合化のあり方をもう一度リセットして考え直していかなければいけないかなということで、今、複合化も、図書館を含めて複合化の部分は、図書館のみで確定ということではなくて、図書館も含めてもう少し幅広く検討させていただきたいということで、

今、進めております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） そういうことでしたら、あまり深くあれしてはいけないのですが、実施計画の段階での財源内訳は一応は公表されているのですよね。一応、地方債の活用方式で公共施設最適化事業債、これは充当率が90%で交付税算入率が50%という起債だと明記されているのですが、この辺も含めてもう一度新たに内容を検討するという状況だと思うのですが、そうはいってもそんなに先の話だし、そんなに先延ばしする余裕も、今の建物を見ると私はないと思うものですから、どうなのでしょう。今後この件に関しては村民代表とか有識者などを交えた建設委員会とっていいかどうか、明らかにこういうものをつくるというのを決めないと、即、建設委員会にならないのですが、もうちょっと大勢の皆さんで知恵を絞って、そういう組織づくりというものは現時点では考えていらっしゃらないでしょうか。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 先ほど村長からも答弁がありましたけれども、公共施設のあり方を総合的にこれから統廃合も含めて考えていく組織を立ち上げるということです。そちらの中で伝承館の位置づけを具体的にさせていただいて、その後、方向が決まったところで伝承館のあるべき姿については何らかの組織をつくっていきたいと思っています。とりあえず、全体の中でどう位置づけるかというところの方向を出した中で次の段階へということで進めていきたいと思っています。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） わかりました。時間があまりなくなったものですからあれですが、スカイランドきよみずの件もあれなのですが、先ほど村長から公共施設のあり方委員会、そこでまた練ってもらうという話があったのですが、その設立時期は新年度からか、それとももう早々とやるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 年度の途中でありますので、新年度早々と考えております。以上でございます。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） わかりました。スカイランドに関してはいろいろな村民の思いもあると思うのですが、そうはいってもあそこを何とか活性化というか、村民の皆さんに活用していただくような方策もぜひ練ってもらいたいと思います。

また、指定管理の皆さんも頑張ってくださいけれども、思いというのはある程度反映していかなければいけないですし、今、実施計画で具体的に向こうから整備計画に出されているのは、来年度は宴会場のエアコンの更新、21年度に館内のカーペットの張り替え、その辺は明確になっているのですが、多分、指定管理者さんの立場からいろいろな思いがあると思うので、その辺の率直な意見もお聞きしながらやっていく必要があろうかと思います。

公共施設あり方委員会ももちろん大事ですけども、指定管理者さんの意向も早めから組み込みながら、残り1年ちょっとの指定管理期間、今後に向けてどうかというのは私としてはスカイランドに関しては別枠で検討委員会をつくるべきではないかと思っておりますが、村長のご意向だけ正確にさせてください。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 指定管理の関係につきましては、指定管理の選定委員会というのがございまして、これはもう既に条例化されておりますので、年内に第1回目の会議を持つ予定でおります。これは指定管理をするという前提で、ではどういう選考方法をとっていくか。そんなことを検討していくところですが、そんな予定でおります。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 時間が来ましたので終わりにします。トイレの洋式化につきましては、計画的に進めているということで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三澤一男君） 以上で大月民夫議員の質問は終了しました。

質問順位4番・新居禎三議員の質問に入るわけですが、ここで5分間、休憩いたします。

休憩。

（午前10時44分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時51分）

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（三澤一男君） 質問順位 4 番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、質問事項「危機管理について（災害に備えての対応など）」を質問してください。

新居禎三議員。

（6 番 新居禎三君 登壇）

○6 番（新居禎三君） 議席番号 6 番、新居禎三です。今日は「危機管理について（災害等に備えての対応）」をお聞きいたします。

昨今は異常気象によると思われる大型台風の上陸や豪雨災害の発生、震度 5 以上の地震による災害など、日本各地で発生しております。山形村においても、過去には土砂災害や雨氷災害などの自然現象による災害被害が起きております。この先いつどのような災害が起きるかは予想できない部分ではありますが、それらを想定して備える必要があります。

それでは質問に入らせていただきます。1 としまして、災害はその種類や発生時間、天候などにより想定される被害も違ってきますが、どのようなシミュレーションで対策を講じられているか、また、住民に対してどのように意識啓発を行っているかをお伺いします。

2 番目としまして、重大な災害が発生後、避難指示・避難勧告などの情報伝達を防災行政無線のほかにもどのように行い、実際の避難行動に結びつけていくのか。また、連絡班未加入者などの安否確認をどのように行うのかをお伺いします。

3 番目としまして、避難所開設後の運営についてどのような方法で行うのか、また要支援者などのための福祉避難所の運営マニュアル策定が現在どのような状況かをお伺いします。

4 番目としまして、通学路の安全確保の点検をどのように行ったか、また災害以外の不審者に対する対策をどのように行っているかをお伺いします。

以上、1 回目の通告書による質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 新居禎三議員のご質問にお答えをいたします。危機管理についてのご質問ではありますが、まず 1 番目のご質問の「災害対策と住民への意識啓発」につ

いてであります。あらゆる災害が想定されるわけですが、ここ数年は地震総合防災訓練を実施しております。住民の皆様は訓練に参加をしていただき、防災意識の啓発を図っているところであります。

次に、2番目のご質問の「災害の際の情報伝達を防災行政無線のほかにどのように行うか。未加入者の安否確認」についてであります。災害時の情報伝達については、防災行政無線のほかに、広報車による巡回等を行います。また、村内で発生した過去の災害時には、職員が避難該当地区の民家を巡回し、安否確認、避難誘導等を行ったこともございます。連絡班未加入者の安否確認については、地震総合防災訓練の際にも、広報紙をお願いしておりますが、避難所へ未加入者の皆さん自身で自ら安否情報を持ち込んでいただくという方法をとっております。

次に、3番目のご質問の「避難所開設後の運営、福祉避難所の運営マニュアル策定」についてであります。避難所開設後の運営については、地域防災計画にもございますが、避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について、避難者、住民、他の地方公共団体、ボランティアなどの協力を得られるよう努めることとなっております。実際の災害事例でも多くの避難者の協力により、円滑な運営を行うことができたという例もあるようでございます。また、福祉避難所の運営マニュアルにつきましては、平成26年3月に作成をしております。

4番目のご質問については、教育長から答弁を申し上げます。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 新居議員の4番目のご質問につきましては、私からお答えをさせていただきます。

「通学路の安全確保の点検をどのように行ったか。災害以外の不審者に対する対策はどのように行っているか」とのご質問をいただきました。

通学路の安全確保に関する点検についてですが、今年度は8月20日に山形村通学路安全推進会議の構成員により、通学路の合同点検を行いました。点検にあたっては、通学路の交通安全、防犯、防災に関する課題等について、山形小学校及び鉢盛中学校の保護者から提出された箇所の点検を行いました。この合同点検により、関係機関等が改善可能と判断した事項については、いつまでに、どのように改善するか、その内容を示すとともに予算化等の措置を図ることとしております。

次に、不審者対策として防犯に特化した通学路の合同点検について申し上げます。

登下校時の子どもの安全確保に関する関係閣僚会議において、本年6月に登下校防犯プランが策定されました。この防犯プランに基づき、防犯に特化した通学路の緊急合同点検が、小学校通学路を対象に全国的に行われることとなりました。本村では、松本警察署生活安全課の指導を受けながら、10月9日に関係者による緊急合同点検を行いました。なお、合同点検実施箇所につきましては、山形小学校PTA支部ごとに防犯の視点から抽出された危険箇所とし、合同点検の実施によりその状況を確認しました。その後の対応としましては、合同点検で出された意見を踏まえ、通学路の防犯上の観点から必要と思われる対策について関係機関へ方向をいたしました。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） それでは、再質問させていただきます。

1番目の、特に意識啓発の部分ですが、災害に対する備えは、一番は自助。自助・共助・公助と言いますが、本人たちが備えてもらうことが一番重要な部分となると思うのですが、山形村では毎年、地震防災訓練を実施しているわけですが、よその地区はわかりませんが、見てみると大体、参加いただけるのは毎年同じような方で、人数的にもなかなか増えていかないという部分で、やはりその辺は意識啓発がより重要だと思うのです。

そういう意味で、広報紙等で行われておりますが、ある市町村ではいわゆる避難所も村民全員が入れるわけではありませんから、安全が確保されれば自宅で待機という部分も考えられるわけで、その部分で家庭内に非常用の食料、水等のいろいろな災害対応のものの備蓄が必要だと思います。ある市町村は、その備蓄品を自治体自身が斡旋して、幾らか補助を足した金額で販売しているという事例も聞いております。そういう部分での、ある意味、啓発にはなると思うのですが、そういうことを考えたりする必要はあると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 防災意識の啓発という部分でありますし、1つは地震総合防災訓練というのも啓発でありますし、危機管理の上でも情報提供も非常に大切になってくるのかなという部分であります。ハザードマップ、地震にしても土砂災害のハザードマップにしてもそうだと思うのですが、そういうものの提供等もそれぞれの啓発につながっていくと捉えております。

それと、議員おっしゃられたように、安全確保が補償されれば自宅待機という部分での関係で、それぞれに補助をとということではありますが、ある程度、個人でその辺

は対応していただくという部分が必要でありますし、その上で行政も、必要であればまた補助も考えていかなければならないと思うのですが、当面はそれぞれ個人という部分でやはり危機管理という部分で対応していただくのが一番よいのかなと捉えております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 意識啓発の部分では、ほかにもいろいろ方法はあると思うので、今まで以上の啓発を行っていただきたいと思います。

それと、今年、北海道で豪雨災害の際に全戸が停電するという事態がありました。そういう意味で山形村の、お伺いしている指定避難所等の非常用電源の確保は全部できているのか。また、実際に非常電源を使った場合、どのぐらいの時間もつのかをお伺いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 公共施設での非常用電源というものは確保されております。

ただし、時間等については資料がないものですからお答えできないのですが、役場の庁舎という部分でのものはできておりますが、各避難所等についてはまだまだ準備ができていないというのが現状であります。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 実際にあった場合に、今の時代、電気がないと、それこそ情報伝達も人間対人間でやるとかそういう方法しかなくなってきますので、ぜひ確保をお願いしたいのと、山形村で雨氷災害があったときに、スカイランドきよみずはあの地区の避難所になっているわけですが、実際には電源がなくて、冬場であったから暖房を急遽へりで搬送したという事例も聞いております。そういう意味でのスカイランドきよみずでの非常用電源確保はその後行われているのかどうかもお伺いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 一般的な携帯用の発電機はスカイランドきよみずに今、備えてあります。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 小さなものでもとりあえず通信等、特に冬場は暖房等もそうですが、確保できるような電源をぜひ準備していただきたいと思います。

あと、地震防災訓練ですが、毎年9月に行われておりますが、山形村ではたくさん

人が集まる商業施設がありますが、その辺との訓練の連携等はお考えはありますか。
もし連携できて、訓練と一緒にできるような形がとれればと思うのですが、その辺は
いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） まだその想定については行ってはいないのですが、大型店
ということで営業もされているということなものですから、その辺の調整をさせてい
ただきながら災害という部分には備えていきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） そういう商売をしているところですから、営業中であると弊害
等があるかもしれませんが、ぜひ連携できる部分があれば連携して訓練したほうがよ
り一層効果があるのかなと思いますので、ぜひ働きかけを行っていただければと思い
ます。

あともう1点ですが、家に火災があった際に、消火栓のホースが、実際には先端か
ら水は幾らか出たようで使えたわけですが、消火ホースに穴が空いているというこ
とで、年度ごとに更新は行っているようですが、最終的に全村的に消火ホースの更新
はいつまでに終わる予定ですか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 消火栓に置いてあるホースであります。村全部のものを
更新していくというのは費用も時間もかかるという部分であります。ですので、毎年
何カ所かというようなことで対応はさせていただいておりますけれども、特に計画的
にという部分ではないのですが、地区ごとに追って、各分団ごとに対応はさせていた
だいているところであります。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 費用もかかることですが、できるだけ早く万全な体制になるよ
うにお願いしたいと思います。

2番目の避難行動にいかに関わりつけていくかという部分ですが、先ほどの答弁では
広報車なり職員が巡回するというお答えがございました。実際にもう、その災害の種
類によっては当然広報車も回れないような状況が出てくると思います。そういう意味
で、私たちが議会委員会で視察に行ったわけですが、そのときにお伺いしたのは地区
の区長さんなり消防団なりが実際には安否確認を含めた情報伝達を行ったとお伺いし
ております。

そういう意味で、その間の連絡手段は当然考えなければいけません、地区の住民の方々のサポート体制といいますか、そういうことを確立していくのが最善といたしますかいい方法ではないかなと思います。松本市ではそういう住民サポートの人たちの登録制度を行っているようであります。

あと、私がお伺いしてきたのは、下諏訪町ではいわゆるNPOが出している資格ですが、防災士を養成といいますか、資格を取ってもらう形で、下諏訪町は4年前からやっているそうです。4年間で防災士の資格を取った人が104名。この防災士の講義を受けて、試験を受けるわけですが、費用がかかる部分で、下諏訪町では最初の3年間は村の個人的な補助といいますか、手を挙げてもらった人たちに補助金を出して資格を取ってもらうそうです。3年で86名の方が資格を取ったそうです。その補助金も3年で終わったので、4年目からはその人たちを中心に「防災ネットワークしもすわ」という組織を起ち上げて、そこに対する補助金を出して、今年度は18名の方が取られたということで、人口約2万人少しの町で、既に100人以上の方が資格を取られたということです。

ある意味、通常はその人たちに防災意識の啓蒙活動を行っていただくと。災害が起きた場合には、いろいろな情報伝達や避難所の運営のサポートなどを行っていただくということでやっているそうですが、そういう意味で、どれだけの人が協力いただけるかわからないですが、そういう住民に対するサポートをお願いするというお考えはありませんか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 最初に、情報手段であります、先ほども言いましたように防災行政無線、それから広報車による巡回というようなことで答弁させていただきました。そのほかにも当然、告知放送、国のJアラート、それから衛星携帯電話というようなもの、それぞれあるわけでございます。村としても、そのほかにもどんな手段があるかということは当然研究をさせていただいているところでもあります。その上での地域での安全確認という意味合いであります、当然、地区で把握していただくという部分、それが一番大事なかなと捉えております。

その上で、住民サポート登録制度、防災士というようなものに対する補助ということではあります、地域住民の一番の安全確保という面では、地域でという部分の確立が一番必要なかなと捉えております。その上で、災害が起きた場合に手伝っていただく組織というものについてはどんなものがいいのか、どんなところが一番重要

になってくるのかというのをまた研究をさせていただいて、対応できればと考えております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） そういう意味で、特に連絡班未加入者、今それぞれ地区の防災組織があるわけですが、未加入者に対してのフォローが、未加入者自身が安否を連絡いただくという今の方法では、実際にあった場合なかなかうまく機能しないのかなと思いますので、そういう意味でサポートいただく人たちを特定といいますかお願いをするという形で、そういう人たちの安否確認を含めた中でできればと私は思うのですが、ぜひそういう部分を研究させていただいて、村民が安心して暮らせるような体制を整えていただきたいと思います。

3番目の避難所の開設の部分ですが、福祉避難所の運営マニュアルは策定してあるようですが、実際の一般の方々の避難所の運営についてのマニュアルを事前にお聞きしたところ、まだ制定されていないということです。以前の地域防災計画の中には、制定するとなっていますが、そういう意味でぜひ早急に制定をいただきたいわけですが、そこで最近、策定にあたってはどういう形で策定されるのかわかりませんが、ぜひそういう中に運営マニュアルをつくる際に、女性目線の視点を入れていただきたいということがございます。

特に、小さい赤ちゃんを抱えている女性とかの部分で、女性専用の、例えばトレセンであってもそういう部屋を確保するとか、そういう部分でお願いしたいですが、とりあえず避難所の運営マニュアルの策定にあたってはどのような手順をお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 一般的な避難所運営マニュアルというものはまだ作成はできておりませんが、福祉避難所運営マニュアルというのは平成26年3月に作成されております。その辺が先にできているわけでありますが、避難所自体につきましては自主防災会が主体となるという形にはなるかと思うのですが、その辺も含めてすぐ対応できるようなマニュアルになるようなものを早急には作成させていただきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 当然、そういう災害が起きた場合に、避難所の運営を役場の皆さんができるかということ、実際に職員の皆さん、ほかにもやることがいっぱいあって、

当然地域の皆さんにお願いしなければならない部分だと思います。

そういう中で、お願いするにしても、ある程度の一定の要綱といいますか、そういうものがないと実際にお願いされた方々も何をどうしていいのかわからない部分も多々あると思うのですよね。そういう意味で、ぜひ早急に策定をいただきたいという部分と、先ほど言いましたように女性目線の運営をぜひ確保していただきたいという部分であります。

あと、昨今問題になっていますが、避難所へ避難した人たちの中で、やはり一番不安な部分は十分な情報が入ってこないという部分で、非常に不安になる部分があると思うのですが、そういう意味で国も推進していますが、避難所におけるW i - F i の整備等はお考えないですか。今の時代、携帯電話をお持ちの方は多々いらっしゃいますが、そういう意味でW i - F i、携帯電話等で情報が入ってくるような形。村も防災のメールの登録制度をとっていますが、実際には電源がないと、実際に行政無線、告知放送も使えないわけで、W i - F i があればかなりカバーできるのかなという部分で、そういう整備についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 避難所におきまして、W i - F i の設置につきましては今後計画的に進めていく予定であります。それと、当然、今ある避難施設については連絡がとれる設備があるわけですが、仮に、例えばハウスとかを避難所にするようなことも想定されるわけでありまして。そういうところに関しては、情報伝達の手段がないものですから、今後につきましては、防災無線という面言えば、個別受信機の形態のものも備えなければいけないのかなと捉えております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 今、課長が言われたように、持ち運びができる個別の受信機があれば一番いいのですが、今の時点ではやはり、そういう意味でかなりの方がお持ちの携帯電話というのは有効に使える部分だと思いますので、国も推進しているW i - F i の整備はぜひ早急をお願いしたいと思います。

あと、避難所における備蓄品の関係ですが、現在、山形村では備蓄品の中にいわゆる段ボール製品の段ボールベッドやパーテーション等の備蓄はされておられますか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 村では今のところ備蓄はしてございません。食料に関するものとか、土のうとか、ブルーシート。あとはおむつ関係のものは若干備蓄はしてお

りますが、言われたようなものは備蓄はしてございません。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 当然避難所へ避難するということはそれだけ重大な災害なのですが、そういう中で、先般私どもも視察に行ってきた栄村は実際の地震で亡くなられた方はいないのですよね。その後の、すべてが避難所の生活が原因とは言いませんが、いわゆる災害関連死。全国的に見ますとそういう部分がかなりありますので、快適な避難所、普段の生活と同じようにはいきませんが、特にお年寄りなどはある程度の、段ボールベッドやプライバシー確保のためのパーテーション等の備蓄なり、思うに、この地区にもそういう会社がありますが、そういうところと災害協定なりを結んで、恐らく協定なくても実際には提供してもらえと思うのですが、大規模災害になって、この松本平全部がそういう災害の被害になった場合には当然、協定を結んでいるのと結んでいないとでは対応が違ってくると思いますので、そういう協定もお考えいただきたいと思います。

あとは、避難所において一番よく問題になるのは、トイレの問題ですね。特にお年寄りなどはトイレの数も少ないしということで、水分を控えたりされて、さっき言いましたような災害関連死に至らなくても病気を発症するなり、そういう部分がありますので、当然、トイレをすべてつくるとなると大変ですが、非常用の簡易トイレの確保等もお願いしたいという部分で、日本ではほとんど満たされていないのですが、国際的なそういう避難所の基準があるのですよね。スフィア基準といいまして。これによると、20人に1つはトイレを確保しなさいよという部分と、特に女性用は男性用の3倍必要ですよという部分です。なかなか、恐らく日本国中見て、スフィア基準を満たしているところはそんなにはないと思いますが、最近、大都市などではそういう方向にいろいろ考えているようでありますので、そういう部分もぜひ考えていただきたいという部分であります。

時間がないので、次の4つ目に行きます。通学路の安全点検を行ったということですが、以前にお聞きしたところ、ブロック塀は目視点検を行ったという部分であります。実際に目視点検だけで十分なのかどうか。実際の機械を使った点検等はお考えがないのかお聞きします。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 目視によるブロック塀ですが、すべてを目視で点検したわけではなくて、ブロック塀の一部ということになるかと思います。

目視で点検できる限界の部分もあるものですから、その時点ではブロック塀の傾きがあるか、ぐらつきがあるか、笠木の脱落があるか、透かし壁が全面に入っているか、控え壁があるかといった程度ぐらしか確認はできませんでしたものですから、ブロック塀が本当に建築基準法に適合するブロック塀かどうかというのは、鉄筋の入り具合ですとか、基礎の根切りの深さですとか、そういったものも含めて見ないとわからないという状況です。ただ、これを行政で権限と責任の範囲ですべてをやるということとはできないものですから、所有者の方々にご協力をいただくような啓発といいますか、お願いをしていくということがこれから求められるかと考えております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 今、教育長が言われたように、ある意味、所有者の方も自分の家のブロック塀が果たして建築基準法を満たしているのかどうかかわからない部分が多々あると思うのですよね。そういう意味で、不安に思われている方もいらっしゃるようなのですが、そういう意味でブロック塀を改修して植栽にするとかいう部分で、それに対する補助金を出している市町村もあります。残念ながら山形村はまだありませんし、ブロック塀の点検に対しても補助を出している市町村もあります。

そういう部分で、今日の報道、新聞に出ていましたが、国もブロック塀の改修に対しても耐震化に対する補助と同じように範囲を来年度から広げるという方向であるようですが、そういう部分で、村としても何らかの補助の範囲を広げるとか、そういうお考えはあるでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 村としましては、今のところそのところまでは想定しておりませんが、言われるように所有者の方も鉄筋等が入っているかどうかかわからないという状況を踏まえた中では、今後、そういう部分での補助も必要になってくるのかなと捉えております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） ぜひそういう部分も考えていただきたいと思います。

時間もありませんので、最後に、防災の絡みですが、小学校ではそういう防災の教育は行われていますか。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 小学校では安全教育の中で防災の教育はやっております。安全教育の中で取り扱う事項としては、交通安全の部分と防災の部分と、それから不審

者、生活安全の部分ということで行っております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） ぜひ、より充実させるために、最近結構見られるのは先ほどの通学路の安全点検ではありませんが、子どもたちの目線で見た危険箇所のチェックといますか、そういう意味で安全マップを子どもたちの授業の中でできるのかどうかわかりませんが、そういう通学路、ある程度、当然クラスごとではなくて地区ごとになるとは思います、自分たちの通学路の点検しながら安全マップをつくるような方法もあります。安全マップD I Gと言うのですが、ぜひそういうのを子どもたちが自分たちの目線で。

（サイレン鳴る）

○議長（三澤一男君） 始めてください。

○6番（新居禎三君） 子どもたちの目線でそういうマップをつくったりしながら、子どもたちの防災意識を高めてもらうという部分でもできればお願いしたいと思います。

時間がありませんので、最後に、防災に対して村長の意見をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 議員ご指摘でありました、まず防災の原点とといいますか、その第一義であります自助の部分、共助の部分、そういったところの大切さという、山形村で今、コミュニティの崩壊のそういう時代でございますので、防災を通じてそういった地域の絆が深まることが一番大事だと考えておりますし、それが最も優先しなければいけない課題だとも思っております。そんなことでありますので、またよろしくご指導をお願いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 今、村長が言われたように、コミュニティの形成にもそういう地域のつながりというのは非常に役に立ってくると思いますので、そういう啓発を積極的にお願ひして、質問を終わりたいと思います。

○議長（三澤一男君） 以上で新居禎三議員の質問は終了いたしました。

◇ 小 出 敏 裕 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位5番、小出敏裕議員の質問を行います。

小出敏裕議員、質問事項1「障がい者・高齢者の福祉について」を質問してください。

小出敏裕議員。

(11番 小池敏裕君 登壇)

○11番(小出敏裕君) 議席番号11番、小出敏裕でございます。本日はよろしくお願いいたします。

福祉の原点というのが高齢者や障がい者などの生活上何らかの支援や介助を必要とする人たちに対して、生活の質を維持し、向上させるためのサービスを提供する、あるいはそのための制度や設備を整備するものと私は考えております。言いかえますと、「ともにささえあい、安心して生活できる、むらづくり」と第5期の山形村障害者福祉計画に明記されているとおり、障がいのある方や高齢者が周りの方たちの支えで住みなれた地で安全、安心した生活が送れる、そのように手助けすることだと思っております。そこで、障がい者と高齢者の福祉について、村としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

まず、1番としまして、山形村における64歳以下の障がい者の実数について。障がいの程度と区分に沿ってお教えいただきたい。

2番としまして、障害者総合福祉法には「施設入所者の地域生活への移行」という成果目標が記載されておまして、国としても9%という指針が出ております。山形村障がい者計画においては、平成28年度末時点での施設入所者の9%が在宅に復帰するとありますが、その根拠をお示しいただきたい。

3番目としまして、平成30年度に介護保険制度の改正がありました。介護保険サービスの中に共生サービスというのが組み込まれたことによって、障がいのある方でも高齢者と同じような施設でもって介護サービスを受けることができるようになっております。障がい者も高齢者もともにそういうサービスを受けられると。村としての高齢者の介護保険サービス、並びに障がい者の福祉サービスを村として全く別物として考えていくのかどうかをお聞かせいただきたい。

4番目としまして、障がい者のバリアフリー化について、私、第2回定例会で質問をさせていただきました。そのときに村長から、障がい者の障壁が取り除けるように取り組むというお話がありましたけれども、その後の進捗状況をお聞かせいただきたい。

1番の質問の中の最後ですけれども、健常者と障がい者が共存して生活するため、

それについては住民が参加する在宅サービスというのが欠かせないと思っているのです。つまり、インフォーマルなサービスをどのように村として認識していて、村の活動はどうか。それをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小出敏裕議員のご質問にお答えいたします。「障がい者・高齢者の福祉について」のご質問であります。まず、1 番目の質問の「山形村における障がい者の実数と障がいの程度、区分」についてであります。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳をお持ちの方については、山形村障害者計画でお示しをしてある集計に基づいてお答えをいたします。

最初に、身体障害者手帳をお持ちの方で64歳以下の方は116人です。等級別に申し上げますと、1 級が27人、2 級が21人、3 級が23人、4 級が25人、5 級が16人、6 級が4人です。

障がい種別ごとの人数につきましては、障がい種別が重複している方もいらっしゃいますので、主な障がい種別について集計しております。視覚障がい3人、聴覚平衡機能等障がい5人、音声言語等障がい2人、内部障がい33人、肢体不自由障がい73人です。

次に、療育手帳をお持ちの方で64歳以下の方は75人です。等級別では、重度のA1は25人、中度のA2、B1は18人、軽度のB2は32人です。

次に、精神障害者福祉手帳をお持ちの方で64歳以下の方は68人です。等級別では、1 級が26人、2 級が32人、3 級が10人です。

次に、2 番目の質問の「施設入所者の9%が在宅に復帰することの根拠」についてであります。平成30年3月に策定しました第5次障害者福祉計画の中で数値目標の考え方について説明しておりますが、これまでの地域移行を進めてきた結果、現在移行者数の伸びは鈍化しています。本村では平成28年度末時点で施設入所者の9%以上が地域生活に移行という国の指針に、長野県内における平成29年度成果目標の未達成割合を加えた11.8%以上の移行者数という県の目標に基づき、9%以上と設定をいたしました。

次に、3 番目の質問の「高齢者の介護サービス、障がい者の福祉サービス」につ

いてであります。介護保険制度の改正の趣旨に基づき、本村でも両サービスを別立てでは考えておりません。

次に、4番目のご質問の「障がい者のバリアフリー化の進捗状況」についてであります。本年6月の第2回定例会でのご質問と思いますが、本年度の公共施設ごとの現況について調書を作成し、総務課でヒアリングを行いました。その中でも、各施設でのトイレなどについてのバリアフリー化の話し合いが行われ、実施計画に反映させております。予算措置等の課題もありますので、順次取り組んでいく予定であります。

次に、5番目のご質問であります、「住民参加型サービス」についてであります。障がい福祉サービスの側面での住民の皆さんが参加しての在宅サービスは把握しておりませんが、個別に支援や見守りをしている方は何人かいらっしゃると思っております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 1番の質問の中で、障害者手帳を持っていいらっしゃる方でいうことで、トータルで65歳以上まで入れますと、データを見させていただきましたが、29年度は400名ということでありました。65歳以上を加えますと、結構な数になるのですが、どうして65歳の分を省いたかといいますと、65歳以上になりますと高齢者、脳疾患が非常に増えてくるということもありまして、障害者手帳を持っている云々の前にお身体が悪くなっている方が結構いらっしゃると思うのです。

私の経験から言いますと、私は左足を切断しておりますが、切断する前、非常に悪いときは足の指を3本切断しています。そうしたときに障害者手帳が受けられるかと聞いたときには、その程度ではできませんよということだったので、あえて障害者手帳の申請はしなかったという経緯があります。そういう方もたくさんいらっしゃるということで、そう思いましたもので64歳以下ということで区切らせていただいたと。

それともう1つは、64歳、これは若くして障がい者、私は身体障がい者なもので、身体障がい者の部分で話をさせていただきますと、若くして障がい者になられた方、これはご自宅で介護を受けられる。介護はどなたがするのかというところを調べましたら、約59%の方たちがご家庭の皆様、ご親族の方だとおっしゃっています。それで、その方たちがどうかというと、非常に高齢になっていらっしゃるわけで、その方たちをサポートするのは非常に苦しいという状況がございます。

それとあと、障がいを持っている方が実際にどういうふうな生活をその後望んでいるかといいますと、在宅に帰りたいと。そういうことがありますので、ホームヘルプサービスですとか、特に重い方に対しては重度の訪問サービスというものがありますけれども、介護保険サービスよりも、質は同じだと思うのですがサービスの程度というものになってきますと見劣りがしているように感じております。

それから障害者総合支援法でいうところの障害支援区分というのと、障害者手帳の等級というのはまるで違いますので、そこら辺でご理解が間違っていたら申しわけない、私も障がい者の実際の中はあまりよくわからないのですが、それについて重度の障がいを持っている方が安心して生活できるというところの市の政策というのがおありになるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 障がい等級別に現在64歳以下の方、116名の方がいらっしゃるということですが、手帳をお持ちでも在宅でお仕事をされながら自立した生活を営んでいる方もたくさんいらっしゃいます。

重度の障がいをお持ちの方の支援体制ということになりますと、先ほど議員おっしゃったように、介護保険でいう介護認定的な部分が障がい制度にもございますので、それぞれの障がいの状況によって、そういう区分の認定をとっていただくと、その区分によって様々なサービスを、介護保険でいうところのケアマネジャーさんの部分が障がいサービスにもございます。相談支援という形になりますが、その方がご家族ですとかご本人の意向をお伺いしながら、そういうヘルパーさんですとか通いの場ですとか短期入所等のサービスについてご相談をさせていただいて、提供をさせていただいている状況でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 確かにホームヘルプサービスなどを行っている事業所がございます。しかし、法の縛りというのがありますので、すべての指定事業者任せではないということではないと思うので、地域住民で支え合う福祉の構築というのを切に願うわけでございます。

2番目の質問についてですが、国の指針として9%というのは確かに出ております。それとあと、長野県としては11.8%ですか、そういうものも確かにございます。私が見たのが32年度の数値に向かって28年度が10名、32年度の数値目標として9名ということになっていました。そうしますと、実際に国の指針と合うわけでござ

ざいますけれども、31年が来年でございまして、32年度ということになると、1年から2年しかないわけです。そうしますと、今の方たちが施設に入られていて、施設から実際に在宅に戻るときの指導というか説明とか、それから入っている施設との協働の部分で誰がどのように話をしていくのか。その上で9%ということが実現できればいいのですが、9%になりました、国の指針と同じだからこれで結構ですというわけではないと思うので、そこら辺のお考えをお聞かせください。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） こちらの9%の地域移行というところですが、国の指針に基づいたものと、今、議員がおっしゃったように県からの未達成分を含めた10%以上ということで今回計画を策定した場合に9%以上という設定をさせていただきました。

村長の答弁の補足ですが、議員ご質問の在宅に復帰するということの在宅以外にも、地域移行の部分には、地域の環境で生活されるというところでグループホームですとか、ご結婚なり、おひとり暮らしの自立されたという部分も含めての地域移行ということになっております。

それぞれ今、施設入所者、計画上は10名の方のうち32年に1名ということですが、ご本人のご希望ですとかそういう部分ではいろいろな状況が刻々、毎年変わってくるかと思います。その都度合わせてご本人の地域移行、地域に帰りたいというご希望ですとか、ご家族のご希望もお伺いしながら、総合的な判断をして計画を進めていきたいという目標ですので、今具体的にどの方をそういう形で目標で調整しているという方は、現在のところはいないのが実情でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 今の内容でよくわかりました。それではそういうふうに、やはり在宅に帰って、住みなれたところで生活するというのが人間として一番よろしいと思いますので、そちらに努力をしていただきたいと思います。

その次、3番目の質問に対してですが、先ほど村長の方で介護保険サービスと障がい者サービス、これはあえて一体というような考えはしないと、そういう答弁だったと私、解釈したのですが、障害者福祉の第5期計画の中に、たしか三十何ページだったと思うのですが、細かくは書いてないのですが、そういう文言、共生のサービスというものが今度ありますと。そういうものが書いてあって、それに対する施策等も若干書いてあったような記憶があります。

それで、私なりに介護保険と障がい者の福祉が一体となったサービス、これは全国に類がないのですが、名前を「山形モデル」というふうにつくったのですが、これは別にフォーマルなサービスではなくても、インフォーマルなサービスでそういうものが構築できるのではないかと考えております。それについて、何かご意見があったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 今、議員の発言でちょっと私、聞き間違えたかもしれません。一応、介護保険制度の趣旨に基づきまして、本村でも介護サービスを利用されている方と障がいサービスを別建てで考えているところはございません。基本的に、この共生型サービスの趣旨としましては、64歳未満の障がい者の方が65歳以上になって介護認定をとられますと、必然的に介護サービスが優先になるという部分が主な趣旨かと記憶しております。そういう部分にできるだけ今まで利用されていた障がいサービスを利用できるように、それぞれの事業所の指定の認定については、国、県等で若干勘案をして指定をとりやすい中で、できるだけ使いなれた施設を利用させていただくという部分でというのが介護保険制度、今回の共生型のサービスの趣旨だと思っておりますので、その辺は村としても両方別建てという考えではございません。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） どうもありがとうございました。私も理解ができていない部分があって、しっかりした質問ができなくて申しわけございませんでした。前向きに考えていただければよろしいと思います。

あと、実際に私が6月の定例会で質問をさせていただいた信州パーキング・パーミット制度等ですが、早速グラウンドの横につくっていただいて、前からあったかどうか記憶にないのですが、あれだけのスペースがあるということは非常にありがたく思っております。それから、トレーニングセンターに行ったときに、障がい者用の椅子を設置してほしいとお願いしましたら、翌日にはできていたということがありまして、大変行動が早くてありがとうございました。

6月の定例会の後、私なりに村内を見て回ったことをちょっとお話させていただきます。私は車から見て、ここはと思った場所だけしか見ていませんので、くまなく歩いたわけではございませんけれども、例えば道路のグレーディングという、ふたなのですが、いろいろな種類があるのです。すごく幅の広いグレーディングが確かにあります。車椅子の前輪の直径をはかって、それに合わせたのですが、そこに入り込んで

しまうのも実際にはあります。それで、バリアフリーについての調書の中で、しっかり書いてあるのが「幅が狭いものにしなさい」と。車椅子が落ちてしまいますよということが完全に明記してありますので、そこら辺、もう一度調査をしていただきたいのと、グレーティング自身が道路から落ち込んでいて、私、電動車椅子でそのところをちょっと歩いたのですが、完全に中に入ってしまったので、今度、電動であろうと抜け出られなくなってしまったのです。そういう箇所もございます。

私以外で、乳母車を押していらっしゃる若いお母さんたち、あれすごく大変だと思うのですよ。いろいろなところにあって、その都度、もうなれていらっしゃるといえればそれまでですが、そうでなかった方に関して、しっかりした対応をしていただきたいと。

それともう1つなのですが、議員の花壇というのがありまして、これ、あそこの前に点字ブロック、これは今回の通告書にその旨あまり書いてないので大変恐縮なのですが、そこのブロックが引っかかるということがあります。それで、そこのところの設置状況というのを、おわかりになったら、通告書にはないのですが、教えていただければ。わかるだけで結構です。何も今までのやつがないということであれば、それはそれで構いませんけれども、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 篠原建設水道課長。答弁できる範囲でお願いします。

○建設水道課長（篠原雅彦君） それではまずグレーティングの関係であります。どうしても水路のところにグレーティングがということになります。若干歩行者目線という部分で、配慮が足りないかなという部分が、今、質問をお聞きして感じております。

できるだけ係でも、そういう段差に限らず音がするとか破損しているという部分については、できるだけ早い対処等ということとさせていただいているところであるのですが、今言った車椅子で通られた場合にということは、今までお話しいただいたことがなかったものですから、できるだけそういうことも加味した中で、現場を見ていきたいと思っています。

もう1点、点字ブロックの関係であります。先日、小出議員からお話をいただいたところでもあるのですが、村全体でどのぐらいあるかという部分については、申しわけありません、把握ができておりません。

この前、現場を見させていただいた中では、小学校の前の信号機から松本に向かって行く部分の道路数カ所、ついていたという状況で、つまずきというお話はあったの

ですが、今見た中では何とか通行には支障がないのかなということで、先日現場は確認をさせていただいております。

こういった経過でそういったものがついたのかという部分については、こちらでは把握できていないものですから、申しわけないところではあるのですが、そういった点字ブロックについて、ほかに設置されている箇所があれば注意深くこちらで見ていきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 急に質問して申しわけございません。

それであと、5番目なのですが、住民参加型の在宅サービスということで、私が伺いたかった本意というのは、インフォーマルなサービスを地域住民の方たち、これは別に資格とか云々ではなくて、フォーマルなサービスというものは介護保険であろうと何であろうと、できるところが決まっております。ところが、それをフォーマルなサービスで補えるかどうかということなので、できたら住民参加型のサービスをいろいろな方にお声がけしていただいて実践していきたいなと、そのように考えております。

障がい者が今後期待する施策というものが書いてありまして、身体障がい者に関しては保健医療サービスの充実ということを挙げているそうです。それから、障がい者に対する理解、これは全部の障がい者の方たち、療養の手帳を持っていच्छる方とか、精神の手帳を持っていच्छる方、すべてがそういうことを望んでいるということです。障がい者のみならず、介助する家族にも十分配慮した福祉行政をお願いして、1番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 1番目はよろしいですね。

小出敏裕議員、次に質問事項2「村の人口問題への取組みについて」を質問してください。

小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 次に、第2番目の質問をさせていただきます。私が山形村に移り住んだとき、これは平成4年のことなのですが、村の人口が6,800人でした。その後は平成15年に8,000人を超えまして、以後、右肩上がりが増加してきたのですが、平成25年あたりを境に鈍化または減少に転じているというのが数字として出ております。

人口の数だけ考えますと、現時点では大きな問題とは言えないと思うのですが、

これから将来を見据えたときに、果たしてそれでいいのかどうか。確かにいろいろな行政の中には、人口がいきなり半分になってしまったとか、そういうことはあるのですが、後で述べますが、山形村に関してはまだそういうことではないのだと。ただ、問題はいろいろ出てくるよということをお話しさせていただきます。

日常生活を送る上で、サービスが縮小してしまう。これはどういうことかと言いますと、今、ここら辺の第3次のサービス業ということになりますと、どうしても人口が少なくなると、大型店が、今はしっかりありますが、大きいところがあって、そこに皆さんお買い物に行きますけれども、それが業務をどんどん縮小してしまう。そうしたときに、サービス業に従事していた方はどうするのかということが1つの問題になります。

それから、村の歳入、これは大体9億円ぐらいですか、村税が入ってくるのは。そのぐらいで推移していますので、これから先、特に大きな問題にはなっていないと思うのですが、減収になれば当然住民の行政サービスも低下をしてまいります。それから空き家や耕地、畑作をなさっている方たちの耕作放棄地が増えてくる。それから一番大事なのが福祉、それから災害時に一番不可欠なものとして、地域コミュニティの機能が低下してしまうおそれが大きいと感じます。

そこで、次の2つの質問をさせていただきます。1つは、最適な村の人口は何人ぐらいとお考えになっているのか。またはその根拠はどうですかということが1番です。

それから、2番目としまして、人口推計で村の人口が2035年で7,900人、2045年、先ですけれども、7,440人とほとんど変わらないように推移するというのが人口推計で出ております。数字の上ではこの人数がどれぐらいかといいますと、2000年ごろと変わらないのです。ですので、将来的な人口対策のビジョン、これに対してどういうことをするのだよということがあれば、示していただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目の質問であります「村の人口問題の取組み」にお答えいたします。

まず、1番目にございました「最適な村の人口は何人と考えるか」ということですが、山形村の人口について何かこれが適切だという基準のようなものがあるわ

けではございませんが、山形村の人口男女別年齢や産業別就業状況、また地域の経済や財政状況によっても大きく変わってくるものと思います。

町村の最適な人口となる、これが最適だという物差しみたいなものがあるかという
と、そういったものはないわけでありますが、山形村の場合は第5次山形村総合計画
の後期基本計画の中で、当初、基本構想では平成34年度の村の目標人口9,000
人と決めておりましたけれども、8,300人に訂正をいたしております。

現在の山形村のインフラの状況、例えば保育園だとか小学校の収容人員等で考え、
行政効率というところから推測いたしますと、やはり上限は9,000人ぐらいだろ
うと思っております。また、個人的な意見ではありますが、住民の皆さんにとっても、
上限9,000人ぐらいが暮らしやすい規模だと感じております。

次に、2番目のご質問の「将来の人口対策ビジョン」についてであります。平成27
年に編成しました「山形村人口ビジョン」の人口の将来予想を国勢調査ベースで見ま
すと、2020年では8,210人、2035年では7,795人、2045年では
7,400人と見込んでおります。今後、長期にわたって人口減少の時代が続くもの
と予想されることから、山形村としても早急に対策を講じることが必要だと考えてお
ります。

人口の問題であります。人口はご承知のとおり、「自然増減」と「社会増減」の
2つの要素があるわけでありまして、「自然増減」につきましては出生率の増加や出
生率の改善などといった少子化対策の必要も出てくるわけであります。また一方で、
社会的増という問題につきましては、民間事業者による宅地造成などにより転入され
てくる方が増加する、そういった要素があるわけですが、村としては移住定
住につながる施策も当然必要であります。暮らしやすい村づくり、また暮らしやす
い地域づくりを進めることも合わせて重要なことだと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） どうもありがとうございました。大体私の考えていたぐらい
の数字でした。まず第1番ですが、おおよそ9,000人ぐらいということなのですが、
私が調べた限りですと大体全国的に見て、この村の規模ぐらいですと、おおよそ
7,000人ぐらいかなと。そういう数字が出ているので、村長のおっしゃった数字
というのがあながち外れたわけではなくて、非常によろしい考えであると、そのよう
に思うわけです。

ただ、先ほど最初にお話ししましたが、これから将来にわたって何が問題になってくるかといいますと、生産者人口の減少という問題です。

実際に数字で出ていますけれども、これは2040年の話ですが、生産者人口割合というのは52.3%、年少人口割合というのが12.2、高齢者人口、これは高齢者化率なので35.5%、これは2018年、現在と比べますとどうなるかという、年少人口で20%下がります。それから生産人口で約17%、20%ぐらいの減少になります。

そうやってきたときに、実際に地域を支える一番大事な方たちをどういうふうに村に呼んで、どのように住んでいただくか。例えばこの村に来ました。住居を移しました。しかし、子どもさんが大きくなったら、それではさようならではなくて、この村にずっと住まれるような、IターンにしろUターンにしろ移住した人が生きがいを見つけて住み続けるにはどんな取り組みが大事かと。そういうものを考えますけれども、それについて何かお考えがあったら教えてください。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 人口問題は非常に難しい問題であります。今、ご指摘がありましたけれども、山形村で生まれ育った若者が都市部へ出ていってしまうということですが、それについては大体平均50%ぐらいの方が戻ってくると言われているようであります。山形村の場合には、人口についてはそれをカバーするように転入してこられる方がいるという、そういったことで人口も何とか8,000少しというところを保っているという状況だと思います。

山形村の人口問題は年齢の構成の問題もあるわけですが、もう1つは山形村の場合、過疎化している地区と宅地造成によって人口が増加している土地の区分けといいますか、明暗がだんだん出てきているのかなということが、これからの行政課題の1つだと考えております。

それと、労働人口であったり若年人口のところではありますが、これは当然、若い人が増えたり、子どもの数が増えるというのが村の将来に向けての税収のもとにもなる話でございますので、若者が住みやすい、若者にも魅力のある村づくりということも重要な課題だと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） だんだん時間が迫ってきたので、最後の質問にさせていただきます。

きます。11月ですか、地域おこし協力隊の3名の方、今度最後に入られた方がいて3名になったのですが、その方たちのこれからこの中で活躍していただければ非常によろしいと思います。

それからあとは空き家の問題もあると思うのですが、そういうものをこれからどのように活用していったらいいかということ。これは最後に、どのように地域おこしの方たちをここに定住していただくかということと、それから空いているところをこれからどのように考えていけばよろしいのか、ちょっと教えてください。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） いろいろご質問の落ちがあるかもしれませんが、今申された中で、先ほども重複しますが、空き家であったり空き地の問題、これは1つには都会からの転入、田園回帰ということもございまして、今、田舎も注目されている、またそういった若者も多いと聞いておりますので、そういったところに情報を発信していくということも大事だと思います。

もう1つは、先ほども申し上げました若者のところでございますが、先日新聞にも出ておりましたが、池田町で若者を中心にしたまちづくりの会議を開いたということもございました。まちづくりの視点の考え方の中で、若者を中心にした若者条例をつくって、若者が行政に参加していく、そういった仕組みも注目されているところでございます。山形村であっても、若い人たちの意見を取り入れる方策もこれからの課題になるかなと思っております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） どうもありがとうございました。時間が迫っておりますので、最後に移りたいと思いますが、移り住んだ方たちが子どもの成長とともに違う土地に移住しないよう、住んでよかった、子育てしてよかったと。安心して老後を迎えられるというような村にしたいと考えます。

それで、その子どもさんたちがまた、ふるさとに帰って生活したいと、そういう基盤づくりがこれから重要に思うわけです。

時間になってしまいました。以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三澤一男君） ただいま制限時間の40分を超えましたので、以上で質疑を終了します。

以上で、小出敏裕議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。午後 1 時まで、休憩。

(午後 0 時 13 分)

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 1 時 00 分)

◇ 大 池 俊 子 君

○議長（三澤一男君） 質問順位 6 番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項 1 「滞納処分問題について」を質問してください。

大池俊子議員。

(2 番 大池俊子君 登壇)

○2 番（大池俊子君） 議席番号 2 番、大池俊子です。今日は 2 つの問題について質問します。まず初めに、「滞納処分問題について」。

山形村でも税や料金などの徴収や滞納問題に関して、日々、努力しながら収納に向け仕事を進めています。地方税滞納整理機構や県徴収対策室が設けられ、村でも収納率もよくなってきています。

しかし、安倍政権のもとで急速に対応が強権的に変わった自治体も増えていますが、さいたま市の例でも、以前は「個々の事情に耳を傾け、月 1,000 円の分納でも、とにかく誠意を示してもらえばよい、窓口へ来ていただければ分納相談にも応じる」としていたところ、今では「分納は月 1 万円が最低」「本税の全額の一括納付でなければ延滞金をゼロにはしない」と変わりました。

国保も広域化、そして国保税、介護保険料の値上げなどと滞納も増えるのは必至となっています。

そこで質問します。

1 つ目に、村の滞納状況は。そして、その対応はどうしているのでしょうか。

2 つ目に、県徴収対策室、地方税滞納整理機構への移管状況は。

3 つ目に、滞納処分の状況は。

4 つ目に、国税徴収法の中の猶予処分についてはどう捉えていますか。そして、そ

の状況はどうなっていますか。

5つ目に、村県民税、保育料、上下水道料、介護保険料などの徴収についての連携はどのようにされていますか。

6つ目に、納税相談、問題が深刻化する前に手を打つ、生活の立て直し、そして「ようこそ滞納していただきました」などの条例をつくってはどうか。これは滋賀県の野洲市の例です。

以上で第1回目の質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大池俊子議員のご質問にお答えいたします。「滞納処分問題について」のご質問であります。ご存じのとおり、公共のサービスというものは納税者の皆さんから納めていただいている税金などを財源に提供をされております。税金を滞納することは住民サービスの低下を招くばかりでなく、納期限内に納税していただいている皆さんとの公平性が保てなくなります。

まず1番目のご質問の「村の滞納状況とその対応」についてであります。山形村の平成30年度の滞納繰越額は、村税全体でおよそ2,800万円、国民健康保険税が3,300万円、山形村の滞納繰越額は年々減少傾向で推移はしております。

村税を例にしますと、平成26年度におよそ4,300万円であった滞納繰越分は、平成30年度の2,800万円に減少をしており、およそ3割5分減っていることになります。国保税も同様の傾向であります。

「滞納に対する対応について」であります。村では納税者の皆さんに対しまして、常日ごろから納期限内での納付を呼びかけております。特に古い年度の滞納がある方や滞納額が大きい方については、村と本人の双方で話し合い、納付計画を明確にさせていただいた上で完納に向けて誓約を取り交わし、履行していただきますよう指導をしております。

次に、2番目のご質問の「県徴収対策室、地方税滞納整理機構への移管状況」についてであります。こうした日々の折衝をこまめにかつ丁寧に行っているにもかかわらず、納付していただけない方につきましては、長野県と県内市町村で構成する滞納金徴収専門機関「長野県地方税滞納整理機構」へ移管をします。平成30年度は山形村から5名の方が滞納整理機構へ移管され、そのうち2名は完納しております。残る

方につきましても、完納に向けた調査・交渉等が滞納整理機構の主導のもと、現在進行中であります。

なお、県徴収対策室は、県の組織再編により平成29年度で終了しております。引き続き、中信県税事務所と連携して、納税や徴収の協力体制は維持しております。

次に、3番目のご質問の「滞納処分の状況」についてであります。滞納処分につきましては再三の納付催告に反応がない方、納付能力があるにもかかわらず自主的な納税に応じてもらえない方を対象に実施しております。

主な滞納処分につきましては、給与、年金、預貯金、不動産、車両などの差し押さえになりますが、同様の処分を長野県地方税滞納整理機構が実施する場合もございます。

次に、4番目のご質問の「国税徴収法の猶予所得について」であります。国税徴収法第151条以降に滞納処分に対する猶予及び停止等の取り扱いが記されております。この国税徴収法は、地方税法にも準用されているものと認識をしております。猶予処分状況については、当村の該当事例はございませんので、お答えができないという状況でございます。村では法令に沿った適正かつ厳粛な徴収業務を行っているところでございます。

次に、5番目のご質問の「村県民税、保育料、上下水道料等の徴収についての連携」であります。現在、徴収体制は、税務課、住民課、保健福祉課、建設水道課、子育て支援課と、それぞれの課で徴収業務を行っています。個々の業務担当課が知っている個人情報もあるため、そういった情報をどこまで共有したらいいか、現在は難しい状況であります。

徴収業務を一元化している自治体などの例を参考に、今後どのように効率のいい徴収体制をつくっていくか今後の検討課題であると考えております。

次に6番目のご質問の「条例策定について」であります。議員の言う先進事例、滋賀県野洲市の例「ようこそ滞納していただきました条例」については、滞納事例を生活困窮の前兆として捉え、町を挙げて支援していこうというものと認識をしております。これほど組織的ではないわけですが、我が村でも似たような取り組みは日ごろから行っております。

滞納額が大きくなる前に通知を発送したり、電話で納税を促したり、納税相談に応じる中で、異変に気がつくこともございます。こうした場合は何に困っているかをよく聞き取り、生活支援につなげ、結果的に生活改善が図られ、納税していただけるよ

うなケースもございます。当村ではこのようなケースが今後増加するのではないかと考えておりますので、関係部署と連携を取りながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 1つ目については、滞納状況、年々減ってきているということ、職員の努力の結果で減るという状況に変わってきているということで、大変よいことだと思います。

2つ目とも関係するのですが、だんだん減少する状況の中で、この県の徴収対策室、地方税滞納整理機構への移管によってだんだん減ってきているという状況もあると思うのですが、対策室、整理機構ができてからとできる前の状況というのは、わかる範囲でいいのですが、どのようになっているか。この整理機構ができたのが原因で減ってきているのか、それとも庁内の夜間窓口であったり、訪問してのそういう結果がこういう解決への道に進んでいるかという、両方あると思うのですが、そこら辺の判断というか、それはどのように捉えているのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 村田税務課長。

○税務課長（村田鋭太君） お答えいたします。滞納整理機構ができてから徴収率がどんどん上がっているのではないかとというご質問なのですが、滞納整理機構ができたのが平成23年4月からということで業務が開始されております。徹底した財産調査、厳格な滞納処分を行う、いわゆる強い権限で滞納処分を行う最終機関というような位置づけで徴収にあたってもらっておりますが、これができて徴収率がどんどん上がっていったとは一概に言い切れないところもございます。

先ほど議員もおっしゃったように、日ごろの職員の毎日毎日の徴収業務、こまめな折衝、そういったものも実を結んでおりますし、あとは世の中の景気動向も上向いているというところで、村税全体の調定額も上がっておりますし、それに伴って収入も増えておりますし、今まで滞納、未納でどうしてもそちらに回せなかったというようなところでも、少し余裕が出てきて、未納も減ってきているのではないかなと捉えております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 景気も大いに関係するということですが、3つ目の滞納処分についてですが、ここのところで29年度、昨年で県の徴収対策室が終了したというこ

とで、さっき県とも相談してもらってと言っているのですが、直、地方税滞納整理機構への移行で割に強く出るという危険というのは、今まで、今年度になって間もないのですが、感じているところなどはあるでしょうか。

○議長（三澤一男君） 村田税務課長。

○税務課長（村田鋭太君） 先ほども申し上げましたけれども、我々がなかなか応じていただけない方、支払い能力があるにもかかわらず納税に結びついていかない方というような方を中心に、滞納整理機構に移管をしているところでございますが、移管したということでありますと、我々の手から離れる。ですので、一切滞納整理機構に一任ということになってくるわけでございます。ですので、我々がそこで移管をするという条件は、先ほども言ったとおり、我々ではもうどうしようもない、どうにもできないというような方を中心に送っております。強い権限でそういったことをやりますので、実際に機構の職員の方とのやりとりの中では、そういうふうに感じることも多いと思いますが、彼らも決まりに応じて、法律の範囲内でのやりとり、折衝をしてやっている業務でございますので、機構に関する事務についてはもうこちらでは一切何も、一任しているような状況でございます。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 移管する前の、今までの県の徴収対策室の状況、村と一緒にあって相談しながら対応していくという状況が非常に大事な段階だと思うのですが、終了したことによっての不具合が出ないような、村と県の対応というのが、終了してからの何カ月間やられていると思うのですが、今後もこの中間のところでの対応というのも重要視して続けてほしいというのがこの点であるのですが、今までの状況からして、どうでしょうか。何カ月間なのですが、県の徴収対策室が終了したことによる不具合というか、そういうのが今まで出てきているのかどうか。もし出ているのであれば、やはりその中間地点での、地方税滞納整理機構へ送られる前の段階で、対策を立てるというか、そのところをどのようにしているか、お聞かせ願います。

○議長（三澤一男君） 村田税務課長。

○税務課長（村田鋭太君） 平成29年末で県の徴収対策室が終了したと答弁で説明したのですが、この30年4月から今までの間、松本の県税事務所と私たちとのやりとりの中では、例年と少し違うなというところは感じておりました。

県の職員の方にも併任辞令ということで、我々と一緒に、村県民税を一緒に徴収にあたっていこうということで毎年取り交わすのですが、もう少しそれに踏み込んだ、

地方自治法の48条という項目がありまして、それについてはもう少し踏み込んで県でも滞納整理機構までの強い権限は持たずに、差し押さえですとか財産の調査みたいなことをお願いしていたのですが、そういった調査をしていただけなくなったというようなところで、こちらも少し不具合といいますか、感じておりました。

それは県税事務所でも同じように感じていたと思うのですね。つい1カ月ほど前に県の徴収対策室の室長さんがこちらにお見えになって、村の現状を知りたいということで聞き取り調査をやってくくださった中で、やはりもう少し踏み込んだ、48条に対する特例というのを認めてやっていただけないかというようなことで、こちらでも要望をしたところ、ほかの市町村でもそういった要望が強いので、これは継続してやっていきたいというようなことでお答えをいただきましたので、対策室がなくなったということであっても、同じような業務がこれから来年度においても継続してやっていただけるのではないかなということで、少しほっとしたところでございます。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 県との関係は、今、聞き取り調査の中で違う町村でも非常に感じていたということで、また継続してもらえるようになることを期待しています。

次の問題で、村県民税や料金の連携はということで、次の6つ目の問題にも関係してきますが、滋賀県の野洲市は「くらし支えあい条例」のもとにこの納税推進課と生活相談課が協力して野洲市の債権管理条例で「ようこそ滞納いただきました」というのをつくったということです。先ほども言われるように、問題が深刻化する前に手を打つことで行政コストを減らす方法で部署を横断する相談体制と就労支援に至る生活再建型の滞納処分対策が最も有効とのこと。そして、滞納をそのシグナルとして受け止められるから「ようこそ」となるのだということをこの市長は言っています。

山形村もそれぞれ相談に応じながらやっていると思うのですが、納税の計画と同時に、多分、滞納されている方の中には、滞納することによってまた生活も困ってくるというところもあると思うのですが、生活に困ってやむを得ずされる方もたくさんいると思うので、ぜひ生活再建も含めての相談に応じるという体制を、ぜひこの山形村でもつくってほしいということで、今日出したわけですが、私のところもここ何年間か納税に対する相談もちよこちよこ来ているのですが、初めころは税務課へ相談しながら対応することによって、例えば滞納金だけではなくて本税を減らすことによってだんだん減っていくとか、そういうところもたくさんありました。でも、だんだん相談も深刻化する中で、滞納整理機構への関係などが出てきたりして、深刻になって

いる場面も出ています。

それでぜひ山形村も生活に困る方がだんだん増えているというか、貧困とまでいかなくても大変な家庭も増えているというのを聞いていますが、そういう面も含めて、ぜひ生活の再建も含めての相談、納税計画、月々例えば1,000円ずつ払っていったって何年間というのではなくて、そういう相談も含めての組織づくりというか、納税に関する組織づくり、そういうのもぜひつくってほしいということで、この滋賀県野洲市の例を出したわけですが、ぜひ山形村も、決して全体から見て山形村が滞納が多いというわけではないのですが、そこをやはり暮らしの支え合いということで、できたらそういう条例をつくって取り組んでほしいと思いますが、そういう点で再度答弁をお願いします。

○議長（三澤一男君） 村田税務課長。

○税務課長（村田鋭太君） 条例制定ということにつきましてはまた広がりを持ったお話になってくるものですから、今、この場で「やります」とは言い切れないのですが、先ほども村長答弁にありましたとおり、関連機関で横のつながりを持って生活支援にあたっていけないといけないケースが大変多くなっているなということは私も相談業務をやっていて日々感じているところでございます。

本当に昔はもう、失業してどうしても難しいとかという、割とシンプルな事例が多かったのですが、そうではなくて、問題が複雑化、深刻化、いろいろな問題が絡んで、ここに滞納というようなところで、未納が生じてしまっている、そこに陥ってしまっているというような状況になっている方が大勢いらっしゃるのですね。

管理機関と連携と言ったのですが、一例を申し上げますと、県の社会福祉協議会で今、生活サポートという事業でやられていますよね。そういったところと連携しながら、相談につなげて、生活支援をしながら納税も少しずつしていただくというふうなことで、総合的にそういった困っている方を支援していくという体制は今後非常に必要なところであると感じておりますので。条例という大きな枠ということよりも、まずそういった、できるところから始めていければいいかなと私は考えております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 今の答弁で、やはりマイサポ、ここに事務所あるのですが、マイサポの人たちとの連携とか、特に福祉課などが生活の点になると関係してくると思うのですが、最後に村長に今の質問と関連するのですが、やはりそういう野洲市の例もそうなのですが、村の取り組み、今、納税だけではなくて生活再建も含めての取り

組みをしていくというところで、条例になってくるのですが、村としてそういう取り組みを今後研究していただきたいと思うのですが、そういう条例づくりなどは村長はどういうふうに考えていますか。ぜひ前向きに、税務と一緒に取り組んでいてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 議員ご指摘の件でございますが、今、担当課長から申し上げましたが、比較的経済が好調だということもあって、一時期に比べると滞納の額も減っているということもあると思います。それともう1つは、格差の問題もありまして、生活保護になる前のところをいかに支えるか。そこへ要するにセーフティネットをつくるということだと思います。村でも、その手前で支援をできるような形で、今、県の社会福祉協議会でもそういった取り組みをしておりますので、そういった機関と連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） この質問に関してはこれで終わりたいと思います。

○議長（三澤一男君） それでは、大池俊子議員、次に質問事項2「環境問題について」を質問してください。

大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） それでは2つ目の問題「環境問題について」。

山形村を取り巻く山の環境は、山麓への太陽光発電設備や山の開発など、昔に比べ様変わりしてきています。山形村の自然がよくて引っ越してきた人も少なくありません。ここ数十年の間に開発は進み、昔の面影はなくなっています。

そこで質問します。

村として開発についての説明会など、どう対応してきましたか。

2つ目に、住民の生活と環境を守る立場から、どう考えていますか。

以上で1回目の質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目の質問であります「環境問題について」にお答えをいたします。

まず、1番目のご質問にございました「開発についての説明会など、どう対応して

きたか」ということでありますが、山形村の山の景観保全については、造成等を伴う事業者に対して、山形村宅地造成事業等に関する指導要綱の中で指導を行っているところであります。近年増えている太陽光発電設備の設置につきましても、売電を目的とする事業者に対しては宅地造成等の書類を提出していただき、大規模なものは宅造協議会を開催する予定であります。また、山際における太陽光発電設備の設置は、管理が行き届かなければ雑草地帯となったりするなど周辺住民の生活環境を損ねる恐れがありますので、太陽光発電設備を設置する案件につきましても周辺住民の方に十分にご配慮いただくようお願いをしているところであります。

また、山の開発に関しましては、個人等の資産の場合は行政の立ち入りが難しいことではありますが、美しく豊かな農村風景は後世に伝える大切な財産であると思いますので、住民の理解が得られるような開発にとどめていただきますよう、森林再生に努めていただくことをご協力をお願い申し上げているところであります。

次に、2番目のご質問の「住民の生活と環境を守る立場からどう考えるか」についてであります。住民の方々が山形村に住んでよかったと思える環境を整えるのが行政の行う使命でもありますので、そうしたことから村民の皆様の声に耳を傾け、今何が問題になっているのか、しっかり把握することが大事だと考えております。村の景観はここ数十年の間にすっかり様変わりがしており、昔の面影は感じられず、時として寂しさも感じる場所でもあります。大型スーパーやコンビニ、小さなものでは信号機などの道路標識といったもので増え、便利で安全安心の裏には、風景も都市化し、自然豊かな景観が損なわれていることも事実であります。

先ほどの質問でも申し上げましたが、個人などの資産の場合は、行政が立ち入ることが難しいことではありますが、住民の生活環境の向上と自然保護の間で調整役を務めるのが村の立場であると考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） この山の開発については、春日議員もかなりやっただきましたので、私からは少し質問したいと思います。

先ほどの中でも、区や連絡班での意思が固まれば、行政は弱い立場の人たちの声を聞くということでしたが、やはり開発とか、太陽光発電もそうですが、ここのところ何年間か山形村でも鳥獣、野獣が非常に出てしまっていて、なかなか畑があってもつくったものが全部食べる前に獣にとられてしまうという状況がずっと続いていて、地

権者もあちこちで手を焼いている状況にある中で、そういう開発の問題が出てきた場合に、やはり利害が相反するものになってきます。やはりここで、村としても自然保護の立場、また弱い人の立場から、ぜひ出かけていって、住民の人たちの声を聞いてほしいというのが一番の願いであります、その点はどうでしょうか。

また、太陽光発電についても、昨年ぐらいにやはり山麓の方で大きくつくられたわけですが、畑をつくられている地権者の方はつくってもらってよかったという方も多いのですが、自然破壊の点から非常に心配している方も大勢います。そういう点からぜひ村としても声がどのようになっているか、直接聞くという意味でも出かけていって住民の方の声も聞くというのを大いにやってほしいと思うのですが、その点でどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 最近、開発が非常に進んでいるというか多くなっているわけであります。住民の皆さんから直接という部分はなかなか、役場、行政には連絡がないわけでありまして、こちらからまた出向いても、なかなか話を聞けるという部分でもないと思います。そういう面でも、行政懇談会とか、地域の中で連絡班単位での話、また区での話という部分で、そういう問題について行政に報告というか、話をしていただければ、その上でまた開発業者とも話をしていきますし、当然、開発業者につきましてもルールに基づいて行っているということなものですから、その辺で村と地域の住民との調整ができるような立場で問題解決という、なるべく開発等のところで障害にならないような対応をしていきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 以前、十数年前なのですが、そのときの開発などに関しては、自然保護協定を村とも結び、現地説明会のときは村の職員の方も出向いて、一緒に地域の方々と現地を回ったという例もたくさんありましたけれども、このところ、地元と業者の方の交渉だけでなかなか難しい点もありますので、ぜひこれを解決するところもなかなか見えてこない、ぜひ役場からもそういう声を聞くという点からも、区とか常会などで会議をやられた場合も、いろいろ意見とか指導するというよりも、ぜひ皆さんの声を聞いていただきたい。そこから状況を知っていただきたいという思いがありますが、その点で今後の対応としてどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今のお話でございますが、何かそういった、これに限らずでご

ざいますけれども、どんなことでも結構ですので、そういった行政課題というか地域の問題がありましたら言っていただければ、許す限り出かけて行って話を伺う体制でありますので、ぜひ声をかけていただければ対応したいと思います。お願いいたします。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 最後に、先ほど春日議員に条例をつくるつもりはないと言われたのですが、麻績なのですが太陽光発電の業者が山麓に大規模につくるということで、条例をつくって規制をかけたというか、そういう例がありますので、その点も含めて、地域への相談も含めて、全体的なところでの取り組みで村も大いにかかわってほしいということで、この質問を終わりにしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員、これで質問は終わりでよろしいでしょうか。

以上で、大池俊子議員の質問は終了しました。

◇ 上 條 倫 司 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位7番、上條倫司議員の質問を行います。

上條倫司議員、質問事項「ふるさと納税について」を質問してください。

上條倫司議員。

（3番 上條倫司君 登壇）

○3番（上條倫司君） 議席ナンバー3番、上條倫司。質問事項「ふるさと納税」ということで質問したいと思います。よろしくお願いします。

①ふるさと納税開始は2008年からですが、11月19日現在、受け入れ実績が159件で851万6,000円ということで、山形村の流出金額が160件1,349万9,878円で、マイナス498万3,873円。今年だけでも48件で、667万6,804円流出しているわけですが、この数字をどう思うか質問します。

②村長活動報告において、ふるさと納税の本格的対応とありましたが、本格的対応とはどのような方法を考え、今年度行ってきたか質問します。

③ふるさと納税を寄附して下さった人と、どのような対応をし、交流をしてきたか質問します。

④ふるさと納税でふるさと伝承館の建て替えを、と言っていたと思いますが、どう考えているか質問します。

⑤ふるさと納税の返礼品をつくることにより、産業と雇用の創出になり、人と金が集まるようにすることで、山形村が活性化し、村民に夢を与えることができると思いますが、いかがでしょうか。

以上です。お願いします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 上條倫司議員のご質問にお答えいたします。ふるさと納税についてのご質問であります。

まず「今年のふるさと納税の状況」についてであります。正直、この累計額に関しては驚いているところであります。このふるさと納税、山形村では同意語であります。ふるさと応援寄附金という形で、2008年、平成20年度より寄附を募ってまいりました。当初は税というよりも寄附の概念が色濃くあり、山形村出身者に向けて、ふるさとへ寄附をしていただく、応援をしていただくという趣旨で行ってまいりました。従って、今のように返礼品を目的に不特定多数の方から寄附を募るのではなく、あくまで応援する気持ちに重きを置き、返礼品を特に設けずにきました。山形村での返礼品は今年度から設けておりますので、今後はもう少し受け入れ額が伸びると思われま

す。

また、自治体の中には、総務省の言う寄附額の3割以内を無視し、商品券や電化製品など、自治体と何ら関係のない資産性の高い返礼品をしてきたところもございます。過当競争に熱を帯びていたところであります。しかし、今年に入り総務省からの目が一段と厳しくなったこともあり、今後は流出金額は少しは減っていくのではないかと思います。ただ、流出に関しては個人の気持ちであり、むやみにとめることはできませんが、山形村の魅力を全国に発信し、返礼品を充実させて寄附額が増えるようにしたいと考えております。

次に、2番目のご質問の「ふるさと納税の本格対応」についてであります。このふるさと応援寄附金制度は山形村を知ってもらう絶好の機会であり、交流人口の拡大にもつながる可能性を持っています。今年度4月より、インターネットのポータルサイト「ふるさとチョイス」を活用し、全国から寄附を募っています。遠くにおいては鹿児島県、宮崎県、愛媛県などから寄附がありました。また、東京や愛知県などが多い状態です。また、ふるさとチョイスだけでなく、この12月からKDDIや

価格コムといったサイトも活用しております。今年度4月1日からスタートするにあたっては、村内事業者に協力をいただき、返礼品を取りそろえることができました。今後も魅力ある返礼品を増やしていければと考えております。

次に、3番目のご質問の「寄附いただいた方への対応」についてであります。寄附をいただいた方には村からお礼状と納税証明書とメッセージカードを添えて送付しています。返礼品に関しましては事業者から寄附者へ直接送っていただいております。返礼品の中にはりんごオーナー制度がメニューの1つにありますので、実際村に足を運んでいただいた方も多いと思います。寄附金制度をきっかけに、山形村に多くの方が興味を持ち、山形村のよさを実際に来て、見て、感じていただけたらと考えております。

次に、4番目のご質問の「ふるさと納税でふるさと伝承館の建て替え」についてあります。ふるさと伝承館の建て替えができるほどふるさと応援寄附金が集まればうれしいところではありますが、なかなかそうはいかないのが現実かと思っております。老朽化して危険度の高い伝承館の建て替えができるまで待つのは現実的に難しいと思われま。また、寄附を募るにあたっては、寄附者の意向を聞いておりまして、自然環境を守る事業や子育て支援メニューなど7項目が選択できるようになっております。寄附者の意向に沿った使い道を考えることも条件となっております。

次に、5番目のご質問の「返礼品をつくることにより、産業と雇用の創出となり村の活性化につながる」ということについてであります。ふるさと納税は地元の生産者が返礼品を受注することで商品の知名度が上がり、販路が拡大して売り上げも増えますし、地域全体が活性化する制度であります。しかし、販売だけでなく、皆さんの好意による寄附に対する返礼品でありますので、大量受注というわけにはなかなかいかず、時には1つ2つの発注という余計な作業が増え、かえって迷惑をかけているという面もございます。この寄附金制度は山形村の応援団を増やすものであります。今すぐ結果を出すことは難しいわけではあります。山形村が活性化し、村民の夢が叶えられるよう、寄附金制度の情報発信を行っていかれたらと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 物をつくっていくということは大変難しいことだと思うわけですが、返礼品というものを今年からしっかりつくってきたということでしょうか。これから12月、暮れになるわけですが、ますます増えていくと考えるわけですが、先

ほどの説明からすると、そんなに増えないではないかということも言われたわけですが、食べる物とかいろいろな物があるわけですが、楽観的に過ぎるのではないかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 先ほども村長答弁で申し上げましたが、返礼品につきましては今年から山形も始めたということで、今までは寄附的な部分が強くて、長芋をお返しに返していたということであります。この返礼品であります、総務省で地場産という物の指定、それから3割相当額というようなことが言われているわけでありまして、その中で山形村では約15種類の返礼品というものを今、パンフレット等で掲げてございます。

その主なものでございますが、食料品が一番ウエイトを占めているかなというところでありまして、お米、長芋、旬の野菜のセット、それから味噌等がその返礼品にあたるわけであります。この返礼品につきましては、本当に今年から始めたばかりでありますので、今後につきましては、どんなものがあるのかなというところはまた研究していかなければいけないのかなと捉えております。ですので、また来年以降、この返礼品についてもいろいろなアイデアを持って対応していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） こちらに何があるかというのはわかっておりますけれども、いろいろと研究をしていく、産業を発達させるというようなところへ必ず結びつけていてもらいたいと思います。

山形村は平らなところは畑ということで大変面積が多いと思います。それと、山形村の農家は大変器用でありますので、何でもつくれるところもあると思いますので、その腕を信じて、いろいろな返礼品をつくって、産業を産業として成り立つようにしていってもらえたらと思います。

それでは②ですが、本格的対応というものはどのようなことで本格的という定義をしているのかお聞きしたいのですが。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 先ほども申し上げましたが、山形村は今まで返礼品をお返ししていなかったということで、今年から本格的にパンフレットをつくって返礼品をメニュー化して、この4月から行っている。それが本格的ということになります。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 本格的と言えるのかどうなのかと思うわけですが、これだと、あるものを並べたというようなことで、まだいろいろと検討する余地がたくさんあると思いますけれども、産業に結びつけていくところがないと、本格的とは言えないような気がするのですが、いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 重ねてになりますが、今まで行っておりましたふるさと応援寄附金というのは、ただ、ただという言い方も変なのですが、寄附金をいただいて、何を返すというわけではないのですが、高額の方には長芋を1ケース、お礼として出していた。そういった経過であります。

このふるさと納税の関係は、これは返礼品があるという想定で始まった制度でありますので、山形村がこのふるさと納税のようなことをしてきたのですが、今年初めてふるさと納税を始めたという意味であります。

もう既に成果を上げているところだと、15年から始まった制度でありますので、5年ほど経過しているわけで、山形村はその5年の遅れをまだ取り戻せていないというのが現状であります。どんな商売でもそうであります、起業をして信用を得て、それで大きくなっていくには当然、信用があつたり、商品のよさであつたりするのが認知されてくる当然の経過でありますので、まだ半年ちょっとでありますので、今年すぐうまく行くというのはなかなか難しいというのが冷静な受けとめであります。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 今までの対応がふるさと納税のようなということで、すごく対応が村としては遅れているのではないかと思います。ふるさと応援隊とか、人も出します、お金も用意してありますよという中においては、とても世間のスピードにはついていけない。早いところ、対応の仕方が遅れているというふうにととても感じるのですが、いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） このふるさと応援寄附金であります、国が新たに地方の活性化のために創設された制度であります。そういう面では、先ほど村長が言いましたように、制度が始まってから8年が経過しているという中で、今年度から本格実施という、制度に対しての本格実施という意味であります、始まったということで、

山形村としては本当に出遅れ感というのがあるのかなと感じております。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 遅れるということは、今の時代では大変よくないことだと思います。ぜひ置いていかれないようにしていつてもらいたいと思います。

③の項に移りたいと思いますが、寄附してくださった方といろいろ使い道とかやりとりしているということだそうですが、これから寄附してくれた人とどうやってつき合っていくか、またリピートしてもらえるかどうかとか、そういうこともあると思うのですが、山形村に納税をしてくれたということで、しっかりとしたおつきあいをしたいと思っていますが、どうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 宮越財政係長。

○財政係長（宮越卓也君） 寄附した方への今後の付き合い方のしかたですが、事業者から返礼品を出す際に、注文書以外は入れていいということですから、極力、商品の内容等をPRをしていただくということで今後にはつながっていつて、いずれかは山形村に来ていただけて交流を持てるようになっていくのではないかと期待しているところであります。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 山形村に来てもらうというのは大変難しいと思いますけれども、いろいろと工夫をして、本当に来てもらうというふうにしてもらいたいと思います。

それでは、④の項のふるさと納税でふるさと伝承館を建て替えるということですが、質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） これは目標といいますか、大きな夢として語ったことでありまして、例えばそうなれば。昨年ですと小谷村が当時、6億円、7億円というふるさと納税の額があるというふうに伺っております。仮に山形村もそれに近くなってくると、そういったハードへも回るなど。1つの目標としてそういうことを申し上げたわけで、現実的にすぐこれで何億と、1年でこれが1億円、2億円というのはとてもではないけれどもそれはできないというのが現実であるということは承知して申し上げたところでございます。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） ふるさと伝承館を建て替えなければいけないと思っているということが大変心強く思っています。ぜひ早期に建て替えをどうかよろしくお願いします。

す。

それでは、⑤の項に移りたいと思います。先ほど来申しているわけですが、ふるさと納税の返礼品をぜひ産業に結びつけていってもらいたいと思います。いろいろと村としても夢というものを持たせてもらうということが大事だと思いますので、自分のつくっているもので製品になっていくということは大変夢の持てることだと思いますので、その点いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） このふるさと納税であります、これは正直言って第1段階といいですか、ふるさと納税が日本の自治体を席卷したという、何十億という寄附があったという、そういった時代は終わりました、今はある程度、安定期といいですか、足かせも30%以内という足かせと地場のものでなければだめだという規制がかかってきております。それと、この制度の特色は、勝ち組と負け組が必ずあるわけで、市場原理が働いております。持ち出しになっている自治体と収入になる村、これが必ずできるわけありますので、山形村もそれに対して黙って見ているわけにはいかないという、これが現実の問題であります。これを積極的に進めてプラスにしていくには、どうしても山形村の特色をもう一度見直し、出遅れた8年間ですか、それをどう取り戻すか。これは大変なことだと思いますが、目標を高く持って、少しでも近づくようにしていくというのが当面の村の目標であります。以上です。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 大変、山形村も年寄りが増えてくるという、団塊の世代が増えてくるわけです。ぜひそういう人たちに活躍の場をつくりながら、返礼品をつくるというようなことも考えてもらいたいと思います。

いろいろなものをつくっている人が山形村にはおるわけですが、いろいろとクリアしなければいけない部分があると思いますけれども、団塊の世代の人の力というのをぜひうまく起こしていってもらいたい。それと今、畑は遊休農地というのはあまりないわけですが、今後出てくる可能性もありますので、この山形村の天候と風土を生かしたものをつくっていく。この前、村長さんと少し話をしたという、立ち話的な話をしたわけですが、芋干しはどうかとか、いろいろな話をしたと思いますが、やはりこの風土を利用したものをつくっていく産業を興していく等々、ぜひやっていってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 返礼品につきましては本当にいろいろな工夫をしながら、またいろいろなアイデアを募って、魅力あるものにして、山形村を周知していくという部分も含めて、また今後研究していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 世の中は知恵があるかないかで大きく違いますので、返礼品が増えるごとに知恵が出てきたと思いたいと思いますので、どうかひとつよろしく願います。ありがとうございました。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員、よろしいですか。

以上で、上條倫司議員の質問は終了しました。

◇ 百 瀬 章 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位8番、百瀬章議員の質問を行います。

百瀬章議員、質問事項「ICTを活用した行政サービスの向上及び業務の高効率化と職員の負担軽減について」を質問してください。

百瀬章議員。

（8番 百瀬章君 登壇）

○8番（百瀬 章君） 議席番号8番、百瀬章です。次のことを質問いたします。

1番「ICTを活用した行政サービスの向上及び業務の高効率化と職員の負担軽減について」です。ICT（Information and Communication Technology）、情報伝達技術と訳します。この公共サービスにおける利活用について質問します。

総務省が掲げた「スマート・ジャパンICT戦略」の中で、「ICT戦略Ⅱ」として公共サービスなどの社会的問題の解決を重要ポイントとしています。しかし、国の重要施策として進めてはいるものの、利活用が広がっていないのが現状であります。一部には先進的に取り組んでいる自治体はあるものの、多くの場合、手がつけられていません。

その原因は、1、電子自治体としての機能が十分ではない。2、行政側の理解や職員の知識が不十分である、3、自治体（行政）側と住民側との間で利用方法など認識に相違がある、とされています。

なぜＩＣＴの利活用が必要なのかという理由は、１、少子高齢化に伴う人材減に対応するための業務効率の向上。２、住民サービスの利便性の向上。３、情報技術を活用した防災体制の強化、などです。

以上のことから、ＩＣＴを取り入れていけば行政サービスの向上や業務の高効率化及び職員の負担軽減になります。そこで、当村のＩＣＴ利活用についての現状と今後の課題や対応について質問します。

①総務省のＩＣＴ地域活性化ポータルによる、ＩＣＴ地域活用事例１００選のうち、当村の課題となっている分野に、事例にならって取り入れるための研究をしていく上で、特に塩尻市の鳥獣被害対策に先進技術を導入していることは参考になりますが、どう考えていますか。

②ＩＣＴは教育、介護・医療・健康、防災、農林水産業、観光、官民共同サービス、ＩｏＴ基盤、働き方など多岐にわたる分野に利活用が可能です。①は喫緊の課題だと思いますが、村民の多様なニーズの把握をした上で、今後どの分野から対応を検討していきますか。ちなみにＩｏＴというのは、Ｉｎｔｅｒｎｅｔ　ｏｆ　Ｔｈｉｎｇｓ、物のインターネット、いわゆる出先からスマホで自宅のエアコンのスイッチを入れたり切ったりできる、というようなことです。

③②について検討する際に、財源としての地方創生推進交付金などの補助金の活用を長野県に相談したり、村独自に研究して、その概要を把握していますか。

④今後、ＩＣＴに精通する任期付き職員（国や県のエキスパート）の採用や研究機関への委託などを視野に入れて、当村でのＩＣＴの利活用に取り組んでいくことが行政サービスの向上及び業務の高効率化と職員の負担軽減に不可欠だと思いますが、各課を横断しての組織づくりや職員の教育及び研修については、どのように考えていますか。

以上のことを質問します。

○議長（三澤一男君）　ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長　本庄利昭君　登壇）

○村長（本庄利昭君）　百瀬章議員のご質問にお答えいたします。「ＩＣＴを利活用した行政サービスの向上及び業務の高効率化と職員の負担軽減について」です。

まず１番目のご質問の「塩尻市の鳥獣被害対策に先進技術を導入していること」についてであります。ＩＣＴというのは「情報伝達技術」と翻訳されているようであ

ります。

行政の分野でもかなり広い分野での利活用が行われ、実施されているようであります。自治体の仕事でも、電子申請から「モノ」とインターネットをつなぐことで業務を行う仕組みや技術などがあります。百瀬議員の言われるように電子自治体としての機能が十分でなかったり、職員の知識が不十分であるため、なかなか利活用が広がらないというのが現状であります。

塩尻市が導入した鳥獣被害対策については、課題となっていた被害対策に対して情報伝達技術で解決していることについては見習うところがあると考えております。村での農業関係でＩＣＴ「情報伝達技術」を取り入れることは、専門的な技術者がいないことや情報環境の整備も含め難しいのが現状であります。今後、村でできることからＩＣＴ「情報伝達技術」の活用を進めていきたいと考えております。

次に、２番目のご質問の「村民の多様なニーズの把握をした上で、今後どの分野から対応をしていくか」ということでありますが、ＩＣＴを利活用した大きな計画は、現状ではまだ具体的に考えておりません。また、分野別での優先順位等も具体的にはなっておりませんが、平成２８年度から実施しているマイナンバーを利用した住民票のコンビニ交付の継続や電子申請で受付可能な手続を増やすことなど、住民に身近な届け出や申請などを実施していく予定であります。

次に３番目のご質問の「地方創生推進交付金などの補助金の活用を長野県に相談したり、村独自に研究し、概要を把握しているか」ということでありますが、財源については②の質問でお答えしたように、特に情報伝達技術を利活用した大きな計画は具体的に予定はしていないことから、財源等については県との相談や村独自での研究は行っておりません。

次に４番目のご質問の「組織づくりや職員への教育及び研修について」であります。今後、スマートフォンなどのモバイル端末の普及が急速に進み、ＩＣＴは村民にとって身近で、生活に欠かせないものになってきております。また、将来的には技術革新により多くのＩＣＴ「情報伝達技術」の利活用が予想されます。これに村でも対応していくため、「地域情報化アドバイザー派遣制度」の活用や専門的な技術職員の配置などが必要になると想像しているところであります。

将来にむけては、行政内部の情報の蓄積と伝達をどのように再構築し、情報漏えいのリスクにどう対応するかなど、条例規則の見直しや行政組織の根幹にかかわる行政の役割と責任分担の大きな改革になると思います。第４次産業革命の１つの流れだと

考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 1番について聞きましたのは、私は塩尻市と名前が出ていますので、調べてまいりました。

最初の目的は有害鳥獣の駆除が目的ではなかったと。北小野地区なのですが、子どもの見守りのために、子どもにＩＣタグを持たせ、それを受信機で受信して子どもの居場所を確認すると。この受発信装置が１０機ほどあるのだそうです。それを利用して、この地区は山沿いですので、非常にイノシシが出ると。イノシシが出るので、それに何か対応ができないかと。最初はイノシシが近づけばセンサーが感知して音や光で追い払いを行っていたと。当初はそれで効果があったのだけれども、やはり何度もやるとなれてきてしまうということで、今度は、最初は大掛かりだったようですが、獣医立ち合いのもと、麻酔銃を撃ってイノシシに電波発信機をつけてその行動を調べたそうです。それによって、この地区ではこの辺によく出るというところにセンサーを設置したということであります。

そのセンサーも、先ほどの音と光ではなくて、主にはくくり罠にセンサーをつけて、かかればそれが自動的に配信されて、市と猟友会の担当者に届くようになっているのだそうです。そうしますと、かかったというメッセージが来ますので、もうピンポイントで処分できるということを聞きまして、結果的によかったですかと聞きましたら、大変よかったと。二十数頭とれているのだそうです。

そういったことがありまして、実際にお隣の村におきましては、山際全部、電気柵で囲うという方法も、鳥獣被害に対してはないわけではないのですが、それは過去の経緯から山形村はやらないということがございましたので、ぜひこの辺の問題を解決するのに塩尻市の例を参考にさせていただいて、やっていければということで、まず第１問をやりました。

そういうことでありまして、塩尻市でかかったこの鳥獣被害のためにくくり罠にセンサーをつけるということについては、数百万だそうです。こういったことを研究させていただいて、先ほど大池議員からもありましたけれども、里山における鳥獣被害の軽減という面で考えていただけないでしょうか。質問します。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 議員ご指摘のとおり、大変参考になる事例だと思います。山形の場合は今、このセンサーによるネットワークというのは構築できていない

ものですから、これと同じことを人間がやっているという内容になるかと思います。
一番の課題は職員よりも猟友会の皆さんの負担軽減といったことが今は最大の課題だと担当課としては承知してございます。

ネットワークの関係、数百万というお話もありますが、10年にわたり塩尻市内のネットワーク構築をした上での一部の改良による今回のシステム導入だと思いますので、参考にはさせていただきますけれども、導入に対して、できる・できないは、ここでは返事はできないという状況かと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 藤沢課長がおっしゃるように、当初は電波法の関係で電話回線、いわゆる携帯の回線が使えなかったと。現在は携帯の回線が専用に使えるようになっておりますので、機械を設置したとしても本当にそこまではかからないという話も聞いてまいりました。

とりあえず今、サル檻が何基かあるわけですが、これも監視員が定期的に、というか不定期かもしれませんが、監視に行って、かかっているかどうかを確認していると。ここからでもエサのところの十字にセンサーを張り、電波センサー、いろいろあると思いますが、赤外線もあります。そういったセンサーをつけるだけでエサがなくなれば、ほぼサルが檻に入ったのではないかとということもありますので、こういうところから試験的にやってみるということも提案したいと思いますが、電源としてはもう太陽光発電に充電用の乾電池ですか、これをつけておけばほぼ電話回線を通じて受信できるということらしいのですが、どうお考えですか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） サル檻に関しても合わせて研究させていただいて、有効であればまた導入を考えたいというふうに思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） ICTを利用するには、先ほどたくさん言ったような、2番目の項目にありますように、非常に広い範囲ですべてICTが今後利活用できるようになるということなので、まず今現在は、村長答弁にもありましたように、ほとんど計画をしていないということですが、すぐにやれということではないですが、そういった喫緊の山裾、山麓沿いのそういった鳥獣被害の問題からでも取り組むような方向で検討していただきたいと思います。

それから、もう少し進みますと、もうテレビで報道されているのでご存じだと思います。

ますが、センサーが感知すればドローンで追い払うという方法もあるようです。これは福島県の浪江町、帰還困難区域において人間が帰れないので、主にイノシシだそうですが、家が占領されてしまって一旦帰って物を取りたくてももう自宅にも入れないというような状態であるのだそうです。これもドローンで追い払うということになりますと、航空法の縛りがありますので、山形村がドローン特区をとらなければできないのでありますが、今ここまでドローンにカメラをつければどういう状況かというのもすべてがわかるというところまで進んできていますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） これも、先ほどの件と合わせて検討させていただければと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） ずっと申し上げておりますように、非常にICTというのは広い範囲を今後カバーできるということでもあります。というのも、先ほども人口問題がありましたが、日本の人口が減り、長野県の人口が減り、山形村の人口が減っております。人口が減れば、それに応じて、先ほどの地方交付税も減ってくる可能性があります。それに従って、もう少し減るのが、この庁内のいわゆる役場の職員数ですね。半分になれば半分でいいかという問題ではないのですが、そうなった場合に、非常に1人への負担が大きくなりやすい。それをカバーするのがICTだと思います。ぜひこの辺からもICTに対して、できれば早目に庁内を横断しての勉強会、こういったものを、先ほど村長答弁にもありましたけれども、アドバイザーは国費で3日間派遣してくれます。こういったものの研究のために、ぜひ前向きに、早目に対策委員会とか検討委員会をつくっていただくような計画をしていただだけませんか。質問します。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 今、百瀬議員が言われるように、ICTそれからAIという部分、これからどんどん発展していくと思っております。当然、それについていく職員という部分のそういう研究、研修等も非常に大事になってくるということはこちらでもわかっているつもりでありますし、今後勉強会等も行っていく中で対応していかなければいけないという問題だと考えております。

そんな中で、先ほど村長答弁にもありましたけれども、現在の情報伝達技術について

てはいろいろなことがこれから電子申請等で上がってくるという部分があるものですから、その対応も含めた中で、そういう研究も合わせて行えばいいのかなと捉えています。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○８番（百瀬 章君） 特に庁内で介護・出産その他傷病で休職あるいはフルで働けない場合、こんなことを考えますと、ＩＣＴの利用によりまして、庁内テレワーク、テレワークというのは自宅にしながら、あるいは病院にしながらパソコンを操作して事務的な処理はできるということがございます。こういう問題も今後、高齢化社会に向けて、自分の親がいつどうなるか、あるいは自分の家族がどうなるかということで、介護離職も非常に多くなっております。しかし、介護離職したからといって、２４時間時間がないわけではなくて、できるところはできるという仕事がパソコンで可能になるわけです。こういったことも考えていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） いろいろな方法が考えられるかとは思いますが。ただし、それに対する課題も数多く出てくるかとは思いますが。その辺も合わせた中で、いろいろな研究をしながら、このＩＣＴについては取り組んでいきたいと考えています。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○８番（百瀬 章君） 先ほど新居議員からの質問にもありましたけれども、大変重要なのが防災であります。これも先進自治体においては正しい情報の収集と周知、それからＩＣＴを使って災害現場と情報を共有する、いわゆる災害対策本部とその場所、あるいは避難所、こちらの情報を共有するということにも瞬時に本部に集約されて、自動的に整理されるということが、ＩＣＴ化が進められるとインターネットを介してすべてバックアップできます。これに関して、防災からの観点でこちらも検討していただけるでしょうか。お伺いします。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 防災面で言ってもこのＩＣＴ化は非常に有効だとは考えております。ただし、この情報伝達の方法という部分について、電源の供給とかいろいろなことがあります。ですので、新居議員のときもお答えしましたけれども、いろいろな手段を考えていく上で、この技術も取り入れていくということになるかと思えます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） ぜひ、一番は喫緊で困っている問題と防災であります。その辺を優先順位として早く検討していただけるようお願いしたいと思います。

それから、最終的にはＩＣＴ化で印鑑登録から自宅にしながらパソコンですべて証明書等を取得するというのはマイナンバーカード１本に絞られてまいります。今もコンビニ交付でやってはいると思いますが、そのマイナンバーカードがなかなか取得が進まないのは、いわゆる電子自治体にまだ近づいていないということだと思います。このマイナンバーカードを使って、国民保険証や印鑑登録証、こういったものをマイナンバーカードに一元化することもできます。この辺もぜひ、毎年国民保険証は１年ごとに更新されていると思うのですが、その辺の手間も減ってくると思います。それから、いちいち庁舎まで来なくてもいろいろ便利なことが取得できるようになるということもございますので、ぜひ総合的にＩＣＴの研究を、先ほど言ったように幅が広いですから、各課、問題を拾い出していただいて、ぜひ取り入れるようお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 議員言われるように、各課を横断した中で、それぞれ利活用に向けての問題点等を取り上げた中で、しっかり周知をしまして、マイナンバーカードも利用できるような体制づくりにしていきたいと考えています。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 私自身も１００％理解していないＩＣＴについて、村の見解等を質問したわけですが、私と同じ、まだＩＣＴについては村も研究が進んでいないということでしたので、これをＩＣＴに対して取り組む問題提起として捉えていただければと思います。

最後に、２０２０年からはもう児童生徒がプログラミング、要するにコンピュータのソフトをつくる授業が必修化されてきます。ということで、費用対効果を考えれば、最初の導入費用は幾らかかるか、いまだ試算は出ていないのでわかりませんが、この費用対効果の検証は１年、２年でわかるものではなくて、１０年、２０年、先ほど言ったように人口が減っていったときにどうなるのか。あるいは、パソコンやスマホを使う人が増えた場合には、非常にポピュラーなものになると。２０年以上前に全員が携帯電話を持つのは想像できなかったことであります。そんなことから、一部の人のものではなく、村民全員がこの便利さを享受できるようになっていくと思いま

す。

広げればまだまだありますけれども、ネット上で区民になっていただければメールマガジンを配信する、これによっていちいち区に加入していない方が広報や官報を取りに来ることもないと。今はインターネットのサイトから訪ねてくれば見ることはできます。けれども、メールマガジンで配信すれば、送られてくるので見る機会が増えると思います。こういったこともあります。

政府のＩＣＴ成長戦略の中でも公共サービスにおけるＩＣＴの利活用は重点項目の１つに位置づけられています。少子高齢化による人口減で税収減が見込まれ、加えてコスト削減による職員数の減少、公共サービスの質を落とさず、さらに向上させていくためには、従来までの政治手法では限界があります、と政府は言っております。

こういう状況下で、これらの諸問題を解決するための方法として、重要視されているのが今回取り上げたＩＣＴの利活用です。国は補助金を予算化している以上、自治体からの企画や計画の提出を待っています。東筑摩郡並びに周辺市町に先駆けて、山形村が将来を見据え、諸問題に優先順位をつけた上で、できることからＩＣＴの利活用に取り組んでいくことを希望して質問を終わります。

○議長（三澤一男君） 質問は終わりでよろしいでしょうか。

以上で、百瀬章議員の質問は終了しました。

それでは質問順位９番、福澤倫治議員の質問になるわけですが、ここで一旦休憩をいたします。

４５分まで休憩。

（午後 ２時３６分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ここでお諮りします。先ほど開催しました議会運営委員会において、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） 異議ないものと認め、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しました。

それでは会議を再開します。

（午後 ２時４５分）

◇ 福澤倫治君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位 9 番、福澤倫治議員の質問を行います。

福澤倫治議員、質問事項 1 「県営競争力強化基盤整備事業のその後の協議経過について」について質問してください。

福澤倫治議員。

（12 番 福澤倫治君 登壇）

○12 番（福澤倫治君） 議席番号 12 番の福澤倫治でございます。今回私は 3 つのことについて、村長並びに教育長にお伺いいたします。

まず 1 点目として「県営競争力強化基盤整備事業（通称畑総）のその後の協議経過について」をお伺いいたします。

6 月の一般質問のときに、村長より三間沢川の土砂の堆積について答弁をいただいた件について、その後、松本新興局及び松本建設事務所との協議結果についてお伺いをいたします。第 1 回目の質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 福澤倫治議員のご質問にお答えをいたします。「県営競争力強化基盤整備事業のその後の協議経過について」の質問でございますが、三間沢川の土砂の堆積について、その後の結果であります。

ご指摘の箇所については、昨年から葦が繁茂していたこともあり、松本建設事務所に対応をお願いしていたところ、6 月に該当箇所の 130 メートルの部分について、葦の除去をしていただきました。ただし、その続きである山形浄化センターに向かって行く約 130 メートルについては、現在も手がついておらず、葦が繁茂している状況であります。引き続き、建設事務所に対し、除去のお願いをしているところであります。また、葦の除去が済んだところについては、三間沢川の流量が少ないこともあり、ところどころ土砂の堆積が目立つ部分がありますが、そちらの対応についても継続してお願いをしていく予定であります。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12 番（福澤倫治君） 私もその後、現場を見せていただきました。正直申し上げて、

私もここに70年以上住んでいるのですが、三間沢川があんなに広がったとは思ってもよらないような状況でありました。本当に、やったところについてはきれいになったし、広がったのは大変うれしく思っています。

ただ、130メートル、私自体は目で感じただけでございますので、200メートルぐらいかなと思ったのですが、先ほど村長が130メートルぐらいが終わったと。正直言って6月に一般質問をして、行政の対応の早さに大変うれしく思っております。

しかし、その上流と通称カケダの橋の上流部分と下流の直角に曲がった部分から、ウォーターパルまでがまだ届いておりません。ぜひ行政の力で、排水路の水が三間沢川へ放流するまでにウォーターパルまでの土砂の撤去をお願いしたいと思っております。住民の皆さんが安心して農業ができるようにしていただきたいと思っておりますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（三澤一男君） 篠原建設水道課長。

○建設水道課長（篠原雅彦君） それでは堆積の土砂の関係であります。実際、ご指摘の箇所については、かなり葎や雑草等が繁茂していて、流れている水が見えないような状況というところが今も実際ありますけれども、若干解消されたなという状況です。こちらについても県事業でやっていただくということになるものですから、6月の際は唐沢川の一部とご指摘の三間沢川の一部についてやっていただいたという状況で、今のお話のとおり全部は解消されているわけではないものですから、引き続き、建設事務所にはお願いをしてありますし、現場も見えていただいたりとかしております。

土砂以外にも流れがL字の部分とか、ご指摘の場所についてはあるものですから、そちらについて護岸がまだ整備されていないというところもございますので、そちらについては11月の県要望の機会では何とか、県営事業のこともありますので、早急に護岸整備をお願いしたいということで要望はかけてございます。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） 先ほども申し上げたけれども、平成33年ですか、畑総が終わる、排水が最大に横出ヶ崎の下の路線から今の計画では33年度で終了という形になっておりますので、これの終わる前にはぜひ土砂の除去をお願いして、この質問は終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 1番についてはよろしいでしょうか。

福澤倫治議員、次に、質問事項2「重度障がい児の入浴サービスのその後の経過について」を質問してください。

福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） 2番目の質問ですが「重度障がい児の入浴サービスのその後の経過について」。この件につきましても6月の一般質問でしたところではありますが、社協と検討していると答弁をいただきました。その後の経過について村長のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目の質問であります「重度障がい児の入浴サービスのその後の経過について」にお答えします。

社協との検討結果についてであります。社会福祉協議会が運営しておりますデイサービスセンターいちいの里内の特殊浴槽を入浴サービスに利用することについては、社会福祉協議会とほぼ協議が整っております。サービスの提供については、本年12月中の事業開始に向けて最終調整を行っております。今後につきましては、関係団体等に対して事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） それでは再質問させていただきます。正直言って、6月の一般質問でお願いしたことで、9月の一般質問のときにやろうかなと思ったのですが、3カ月や2カ月では協議が整わないかという形で12月に再度質問をさせていただきました。

今の答弁の中で12月中という形で、もう少しスピード感を持っていいただければありがたいのですが、先ほどの村長の答弁のとおり、社協との協議が整って、12月中に実施されるようであります。このことについて、重度障がい児、重度障がい者のいらっしゃるご家庭に12月のいつごろになるかわかりませんが、周知をしていただきたいと思います。

また、要綱等が作成され、利用者との契約、事業者との契約も取り交わすと思いますが、重度障がいを持たれる方々のご家族との契約になると思いますので、要綱や契約関係について、十分配慮していただき、利用者や事業者に迷惑のかからないようお願いしたいと思います。村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） もう少しスピード感を早く対応すべきところもござい

ましたが、何とか本年中の事業開始にこぎ着ける見込みでございます。それに伴いまして、関係事業者の方ですとか、障がい児をお持ちの保護者の方々には必要に応じて周知を徹底したいと考えております。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） 今、課長の言われたとおり、できれば本当は9月以降にやっていただければありがたかったのですが、ようやく12月中に、年度内にそういう方向に進むというご答弁をいただきましたので、このことについては質問は終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 2番目についてはよろしいですね。

福澤倫治議員、次に質問事項3「ふるさと伝承館の建設に向けて」を質問してください。

福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） 今回の質問の中で特に私が重点を置かせていただいたのがこの3番目の問題でございます。「ふるさと伝承館の建設に向けて」をお尋ねしたいと思います。

平成27年3月19日に当時の教育委員会委員長より、前村長にふるさと伝承館の整備に向けての報告書が提出され、当時建設を前向きに考えるようなマスコミの報道があったと記憶しております。

その後、今年8月に県の市町村課へ教育委員会と財政担当者が相談に行き、村長に報告がされたと聞いております。その内容についてお聞きしたいと思います。

また、教育委員会で、建設に向けて財源関係の検討をしておると思いますが、どういう補助金を充て、どういう起債を充てて償還期限は何年ぐらいを考えているか、これは教育長にお聞きしたいと思います。

そして、2番目として、村長としてこの報告、内容等を後ほど教育長から説明があるかと思いますが、村長が教育長からその報告書を受けて、そのことをどう受けとめているかお聞きしたいと思います。

また、議会全員協議会の折に報告がありましたが、縄文時代の土器5点が県宝指定されると報告がありました。

このような経過の中、いつ倒壊してもおかしくない伝承館、そして小学生が通学路等で使用している場所に建つ建物であります。

住民の皆さんはハード事業を行うときには賛否が分かりますが、村の歴史を後世に

伝え、残すことが今を生きる我々の責務と考えております。

村長として伝承館の建設についてのお考えをお聞きしたいと思います。

第1回目の質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 福澤議員の質問事項であります「ふるさと伝承館の建設に向けて」の1番目のご質問にお答えいたします。「本年8月にふるさと伝承館の整備について県へ相談に行き、村長へ報告がされたと聞いているがその内容は」というお尋ねでございますが、まず県の担当者に相談した内容について申し上げます。

1点目としまして、ふるさと伝承館と図書館の複合施設整備を考えた場合、現在の施設面積より複合化後の施設面積が小さくなれば、公共施設適正化事業の対象となるか、村側の考え方を示し相談をいたしました。

2点目は、文化財の保存活用施設として、ふるさと伝承館を単独で整備した場合の財源措置について相談をいたしました。

次に、その相談結果について村長へ報告した内容を申し上げます。ふるさと伝承館と図書館の複合化による公共施設整備適正化事業の取り扱いについてですが、現在の山形村図書館がトレーニングセンター内に置かれており、複合化による面積減少の要件を満たすためには、トレーニングセンター施設の面積を現在の図書館面積算定分減失させなければならず、こうしたことから、ふるさと伝承館と図書館の複合化については公共施設適正化事業として有利な起債を充てることは現状では困難と考えることを報告いたしました。また、ふるさと伝承館を単独で整備する場合の財源措置については、文化財の保存・活用という観点から、地域活性化事業債の適債事業となることを報告いたしました。

次に「建設に向けて財源関係の検討をしていると思うが、こういった補助金や起債を考えているか。また起債の償還期間は何年で考えているか」というお尋ねでございますが、補助金については現在のところ施設整備に直接活用できる補助事業はないと思われまふ。なお、起債につきましては、ふるさと伝承館建設の単独事業として地域活性化事業債が充てられる見込みであり、充当率は90%で、後年度交付税措置率は30%になります。また、償還期間については、記載の借り入れ先により長短の変動があると考えられますが、短い場合で元金償還据置期間を含めて10年と考えており

ます。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） ２番目の質問でございます「教育長より説明のあった報告についてどのように考えているか。また伝承館の建設計画について」であります。

最初に「報告内容をどう受けとめているか」というお尋ねでございますが、ふるさと伝承館は旧役場庁舎を利用して、主に縄文時代の土器などの埋蔵文化財と近代の農具や生活用品の貯蔵・展示を行っております。

平成１０年ごろから後継施設をどうするか、教育委員会の社会教育分野の重要課題の１つとなっております。特にここ数年は、施設の老朽化が進み、施設利用の安全面での対策は緊急度の高い課題だと認識しております。

村では、ふるさと伝承館をミラフード館・トレーニングセンターと同様に社会教育系の施設と位置づけております。

昨年３月に策定しました山形村の公共施設等総合管理計画では、社会教育系の施設の項で、ふるさと伝承館については老朽化が進んでいることから、施設の効率的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう、他の施設に統合、建て替えるなど、運営方式も含めて施設のあり方を検討することの方針が示されております。

議員ご承知のとおり、教育委員会は合議制により意思決定を行う、首長から独立した行政委員会であります。教育委員会本来の社会教育にかかわる案件でありますので、教育委員会の自主性・合議制を担保することも村長としては大事なことでと考えております。

ご質問でありますので、教育行政への介入にならないよう、公共施設等総合管理計画の考え方、解釈についての意見を述べさせていただきます。

現在のふるさと伝承館は建物の老朽化の状況から考えますと、早急に取り壊す必要があると思います。現在、伝承館で保存している収蔵物をどうするか、また一方では文化財などをどのように有効活用するか、保存の面と活用の両面から検討することが必要だと思います。

また、現在の伝承館の後継施設については、従来の行政単独での公設・公営のみならず、民間資金や民間のノウハウを活用するＰＦＩやＰＰＰなどの可能性、維持経費また公共施設の維持管理の主流となりつつある指定管理方式などについても研究することが必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） 何と言っても昭和28年に建設して、もう65年ぐらい経ちますか。正直言って、昭和28年に建設した建物は、それ以前のものはみんな壊されてもうないと思うのですが、伝承館、通常ちょっとした地震、松本地震のときに確か山形の役場のところで震度4だったと思うのですが、震度4では壊れなかったのですが、その後何年か経っております。地震対応の中で言っても、あるいは小学生の通学等々で使用する箇所でありますので、村長、教育委員会の中に入り込むのではなくて、公共の施設としての考え方ですから、幾ら教育委員会がつくたって教育委員会が金を出すわけにはいきませんので、その辺はもちろんわかってのご答弁だと思っています。

私もこの建設について、ある70代後半の方ですが、住民の方に伝承館について建設をしたらどうだと話をちょっと持ちかけてみたわけでございます。その方が、今が一番建設を行うのにいい時期ではないかと言っておられました。何人か、先ほど質問の中でも申し上げましたが、ハード事業をやるということは理事者として決断力が求められるわけですが、それと同時に、住民とのコンセンサス、あるいは住民との賛否両論は覚悟しなければならないのではないかと思います。

その方は、今は建設に一番いい時期だと言ったのは、その理由をお聞きしたいという形で、聞いてみたわけでございます。正直言って今、預ける利息も安いのですが、借金、起債を仮にしても、今、1%を切って0.8ぐらいだと思うのですが、まず利息が安いこと。それから将来の人口減少が起きてくると、ハード事業がやはり交付税だとか税金だとかいろいろなことでできなくなってくるのではないかとのことでした。

来年10月から消費税が10%になることはもう決まっております。先ほど教育長が言われた、建設費が例えばの話、5億円といたしますと、消費税は単純計算で5,000万円かかります。今年度中に例えば、平成30年度中に臨時会でも補正を組みながら、設計の補正を組みながらやっていければ、10月までには契約が行われれば、このままでいけば8%。その差が消費税だけで1,000万円の違いが出てまいります。1,000万円あれば、5億円の起債を借りたとしても、2年半ぐらいの利息分には該当するという、単純な数字ですけれども、出ております。

また、11月27日の新聞報道を見ますと、防災・減災・国土強靱化などの公共事業は2018年から2020年に展開すると記事が載っておりました。この内容だけではちょっとわからなかったのですが、その後、12月3日の同じ新聞報道によりま

すと、政府は18年度補正予算で、私は桁違いな数字だと思うのですが、1兆1,500万円前後の額を国土強靱化のために補正がなされるという記事が載っておりました。このような時期に、先ほど教育長から言われましたけれども、補助事業にはないと、有利な交付税措置のある起債事業を考えてみたらどうでしょうかという、質問ではなかったのですが、数字を出させていただきました。先ほど教育長がおおむね5億円の中で起債が90%、4億5,000万円。4億5,000万円の単純計算で30%の交付税がつくとすれば、当初は5,000万円が要るのですが、4億5,000万円借りても最終的には3億1,500万円の数字で返すことになります。10年間だと単純で利子を含めなければ3,150万円ずつ毎年返せばこの事業はできるではないか。5億円という仮定の中でお話をしているのですけれども。

そういう中で、この危険度の高い伝承館、また先ほども申し上げましたけれども、今、我々が生きている間にやはり後世に伝えなければ、大事な資料が入っている、金額にしたら桁が出てこないのですが、後世に残さなければ、山形村の文化財が入っているというところがございますので、もっと有利な交付税があればまた考えていただくとしても、どう見ても今の時期に建設に踏み切ったほうがよいのではないかと私は考えます。

村の歴史を語り、村の宝を後世に引き継ぐ唯一の建物であります。このような状況の中、村の長である村長の決断の時期と私は思いますが、村長の考えを再度お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 先ほど申し上げまして、また重ねてになりますが、具体的に最初に出ていた話は複合施設ということで、先ほど議員ご指摘の2年前の答申というのは複合施設という位置づけであったわけでございます、複合施設ですと、維持管理をする上でも、そこへ例えば職員が常駐するとか、そういったこともあるのですが、今、現場の教育委員会の話を聞いておりますと、伝承館単独ということになりますと、ではこれをどう管理するかという問題が一番大きい問題ですし、今、村で要望、それぞれ個人的な要望などいろいろあるわけですが、その中でよく出てくるのは、柔道場であったり観光センター、防災の備品庫、こういったものがちょこちょこ出てくるハード面での要望であります。これにすべて対応することはなかなか難しいことですが、公共施設のあり方、総量として5%減と言われているものですから、これ

をつくりながら総量を５％減するというのはかなり至難の業かなと思っております。
全体の人口減少社会で、公共の建物が５％減とした場合、どこを残して、どこを削るか、これは簡単には結論が出ない問題でありますので、熟慮に熟慮を重ねて決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○１２番（福澤倫治君） 村長の心配することは非常にわかるわけですが、正直言っていれば大地震が起きるかもわからない。また、１０年後になるかもしれない。また明日起きるかも、これは私たちも想定できないのですが、維持管理の問題はあると考えるとしても、とりあえずあの部分を保管するという。ですから、後の維持管理で、あそこに常駐させるとかそういうことは別に考えまして、保管の意味で何かをしていかないと、正直言っていれば明日地震が来て倒れたらもうおしまいなのですね。

でも、それも仕方ないと思います。災害はいつ来るかわからないですから。でも、そういうことを踏まえながら、ぜひもう本庄村長折り返しの３年目の予算化になるかと思っておりますので、その前に３０年度の予算の補正をまた考えながら検討をしていただきたいことを希望いたします、答えはもらえないです、答弁はもらえないですから、希望しておいて私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（福澤倫治君） 以上で福澤倫治議員の質問は終了いたしました。

◇ 竹 野 入 恒 夫 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位１０番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項１「風疹について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

（９番 竹野入恒夫君 登壇）

○９番（竹野入恒夫君） 議席番号９番、竹野入恒夫です。村長は就任して約１年９カ月になります。地域おこし協力隊も昨年１１月に坂野さんを採用、また今年は見澤さん、穴澤さんを採用して３人になりました。山形村の魅力を都市部の人たちにわかってもらえるように発信をし、努力していただきたいものです。７０年間続いてきた土木委員を３１年度４月から廃止するということですが、廃止した土木委員の仕事が区長の負担にならないか心配するところです。

また、村長の公約の中の風食対策は、イネ科植物のソルゴーを植えたり、風食監視システムを導入して風食の予想をするなどに取り組んでいます。成果を期待するところでございます。

村民アンケートの中で今後重点を置くべき行政・財政改革の項目の中で、一番に掲げているのが村職員の能力の向上です。本年度は村長の手腕を見ることができませんでした。どのように村職員の能力の向上に取り組んでいくのか。残された任期の中で副村長とともにどのように取り組んで行くのかを期待しております。昨年と同じ10番目ということで、村長や課長、傍聴の皆さん、議会の皆さんも疲れていると思いますので、端的に質問しますので、単刀直入に答弁をお願いいたします。

それでは質問に入ります。今回は2つの項目で質問します。

1 「風疹について」。風疹の患者数は11月18日までの1週間に新たに123人が報告され、今年の患者数は2,186人となりました。新たな患者の多くは首都圏で報告されていますが、東海、近畿地方なども出ていて、国立感染症研究所は妊娠前の女性や流行の中心となっている30代から50代の男性などにワクチンの接種を呼びかけています。風疹は発熱や発疹などの病状が出る感染症で、患者の咳やくしゃみを通じて広まり、妊娠中の女性が感染すると赤ちゃんの目や耳、心臓などに障害が出る先天性風疹症候群となる恐れがあります。

国立感染症研究所によりますと、11月18日までの1週間に全国の医療機関から報告された新たな風疹の患者数は123人と11週連続で100人を超えました。また、患者のうち男性はおよそ1,800人と女性の4.5倍となっていて、男性患者の8割を30代から50代が占めています。国立感染症研究所は、女性は妊娠する前に二度ワクチンを接種するほか、流行の中心になっている30代から50代の男性なども抗体があるか検査を行った上、ワクチン接種を呼びかけています。

1、特に風疹予防接種は過去の制度などにより、昭和54年（1979年）4月2日以前に生まれた男性及び昭和54年（1979年）4月1日から平成2年（1990年）4月2日に生まれた男女が風疹にかかりやすい可能性が他の年代よりも高く、より注意が必要です。山形村での30代から50代別の人数はどのくらいでしょうか。

2、この先天性風疹症候群を予防するために、風疹の抗体検査をご自身がかからないように、赤ちゃんが生まれつき病気にならないように抗体検査を受け、免疫がない場合は予防接種を受けることが必要です。

①抗体検査の費用はどのくらいかかるでしょうか。

②予防接種は1回6,480円と聞いているが、2回必要なので1万2,960円かかるなど、どの病院も同じような価格をしているのかどうか。

③職場での感染も多いと聞くが、山形村では30代から50代の人の多い職場に対してどのように指導しているのか。

④抗体検査の費用・予防接種の無料化は考えているのでしょうか。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 竹野入恒夫議員の質問にお答えいたします。まず、「風疹について」のご質問であります、「風疹にかかりやすい年代の方の男女別の人数について」であります。

平成30年10月末現在で男性は1,729人、女性は1,642人の合計3,371人です。

次に、2番目のご質問の「抗体検査の費用はどれぐらいなのか」についてであります。

医療機関によって差はありますが、村内の医療機関ですとおおむね4,000円前後です。また、この抗体検査については、松本保健所において、妊娠を希望されている方や抗体値の低い妊婦の配偶者の方などを対象に抗体検査を無料で行っています。対象者についての要件がありますので、詳しくは保健所にお問い合わせいただければと思います。

次に、②のご質問の「予防接種の費用はどの病院も同じなのか」についてであります。

任意接種の接種費用ですが、医療機関によって異なります。また、風疹単体のワクチンの確保が難しい状況に現在あり、麻疹風疹混合接種ワクチンが主流となっているようです。この場合、接種料金をご指摘の料金よりも高額になるようであります。

次に、③のご質問の「30代から50代の人の多い職場に対してどのように指導しているか」についてであります。村で企業等に対し、直接周知は現在行っておりませんが、厚生労働省において、職場における風疹対策や定期健診の際に抗体検査を実施するよう協力を求める周知が行われるとの報道もあります。また、村民の皆さんには、婚姻届、妊娠届の提出の際にYCSを通して周知を行っています。

次に、④のご質問の「抗体検査の費用・予防接種の無料化」についてであります、抗体検査、予防接種費用の補助については、先に日本医師会が厚生労働省に対し、「風しんに係る予防接種の早急な実施等について」と題した要請を行いました。また、ワクチンの確保の面での課題はあるようではありますが、厚生労働省が30～50代男性への抗体検査の無料化や抗体のない方への予防接種の定期化を検討しているとの新聞報道もありますので、村単独での費用の無料化や補助の必要性については、国などの今後の動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） お答えありがとうございます。山形村に合計で3,371人いると聞いたのですが、この人たちが全員接種したとすると、大体どのくらいの費用になるのでしょうか。

それと、抗体検査をした場合は結果が出るまでにどのくらいかかるのか、それをお聞きしたいのと、職場について、職場によっては妊婦さんのいる職場もあるので、その辺のことを積極的にどのように指導しているのか聞きたいと思います。

以上です。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） それではお答えいたします。まず、比較的、抗体価といわれる、免疫の値が低い方が多い30代から50代の人数が3,371人ということで先ほど答弁をさせていただきましたが、まず流れとしては予防接種の前に抗体検査をするという仮定で、仮に100%ということになりますと、検査が大体4,000円前後ということを経内医療機関の方から伺っております。そうしますと、3,371人ですので、1,348万4,000円ほどという形になります。さらに、予防接種の場合は、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、風疹単体でのワクチンの確保が難しい状況で、一般的には今、麻疹風疹の混合ワクチンということで、そちらの費用が大体8,000円から9,000円前後。仮に9,000円といたしますと、同じく3,371人ですと3,033万9,000円ということで、かなりの費用が見込まれます。抗体検査の期間につきましては、医療機関とか検査事業所で差があるようですが、おおむね7日から10日ほどとお伺いしております。

村内の企業への周知の関係ですが、特段各事業所に、本社のある会社、ない会社等いろいろありまして、個別に村では周知をしておりますが、10月に厚生労働省の

労働基準局から各県の労働基準局に向けて、特に都心での風疹がはやっているということ、あとは先ほど議員申されたように妊婦の初期の方がかかると、慢性的な先天性の障がいが残るというようなことで、事業者の皆様へということで、従業員の抗体検査や予防接種のための医療機関を受診した場合の配慮ですとか、入社時に予防接種の記録の確認を本人に呼びかけるですとか、感染予防のため風疹にかかった人の休暇について配慮を願いたいというようなPRがそういう各労働局を通じて各職場等にホームページ等を通じて周知をされているという認識をしております。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 国立予防研究センターですか、やはりこのようなポスターも出ていますので、ぜひこのようなものをもって宣伝をしていただきたいと思います。

それと、やはり費用が4,000万円以上かかるということで、11月27日に風疹の拡大を受けて根本厚生労働大臣はスピード感を持って対策を進める必要があるとして、抗体検査の補助対象を拡大するための費用などを本年度の第2次補正予算に盛り込みたいという考えを示したということがありまして、根本厚生労働大臣は閣議の後、記者団に対して免疫が十分あるか調べる抗体検査の費用を補助する、事業の対象拡大や風疹ワクチンの予防接種を原則無料化するなどの対策をスピード感を持って取り組みたいと、補正予算での対応を含め検討を進めると述べて、本年度の第2次補正予算に必要な経費を盛り込みたいと考えていますということですが、以上のようなことから、11月27日の国とか県からの具体的な指示は出ているのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） そちらの報道については所管課でも承知をさせていただいております。今回、議員からのご質問を受けて県の関係部署等に現在確認をさせていただきましたけれども、今そのように様々な新聞報道等が出ております旨、県に確認をしたのですけれども、先週時点で国においてそういう検討中ということは県の担当の方も承知しているようですが、特に現時点でそのような具体的な内容の指示なり周知には至っていないというのが現状のようです。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 今までの例から言って、こういう報道が出た場合は、これは見通しはどうなるのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） こういう予防接種関連の定期化の部分の変更というの

は、最近、私の記憶ではないですけれども、いずれにしろこういうふうに国なり県の判断が出た場合には村もこちらの予防接種をすれば必ず抗体がついて感染しないというような実績もあるようですので、速やかな対応を心がけたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） やはり風疹というのは人にうつるということで、インフルエンザより質が悪いということですので、国からの指示なり出たらぜひ予算化してもらって、大勢の人が受けるような体制をとっていただきたいと思います。

それと、今の現状は、風疹のワクチンの接種はどんな状態で行われているのか、それもお聞きします。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 現在は定期化ということで公費負担にて予防接種をしております。先ほど議員の中にでも今まで現時点で全く予防接種をされていない方、1回した方、現在は29歳までの、28歳から今の0歳までの方については2回の定期接種ということで、接種率等の関係もあるのですが、ほぼ免疫はあるのではないかとこのところでは。

ですので、これから29歳以降の30代前半からのこれからお子さんが授かりたいとかそういう方については、ぜひ積極的な定期検査ですとか予防接種をまた周知をできれば、婚姻届とか母子手帳の申請の際にはチラシ等配布して周知をしております。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 現在、2013年度ぐらいから1歳児を第1期として、小学校に入学する前に2期というような原則で、風疹、混合ワクチンですか、接種されていると聞いているのですが、その辺どうでしょうか。それと、もうアメリカでは風疹なんてものはゼロだと聞いたのですが、日本がこんなに遅れているわけですので、ぜひ先ほど言ったように、国から補助が出たら全員が予防接種をしていただいて、本当にゼロにしていきたいと思います。以上です。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 今、6歳までに2回接種ということでいっております。国も2020年にオリンピックがあるということで、風疹に関しては平成32年までに撲滅という表現か、できるだけない形にしたいということですので、その意味も含めまして先ほど議員おっしゃった11月の報道もあったかと推測されますので、その辺は速やかに対応したいと重ねて申し上げます。

○9番（竹野入恒夫君） 以上で風疹についての質問は終わりにします。

○議長（三澤一男君） それでは1問目の質問はよろしいですね。

竹野入恒夫議員、次に質問事項2「水道管の耐用年数、地震対応の高密度ポリエチレン管について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 2つ目の質問です。「水道管の耐用年数、地震対応の高密度ポリエチレン管について」。水道管の耐用年数は地方公営企業法施行規則により法定耐用年数として40年と定められています。

1、山形村の水道管の管路が40年を経過している場所はどのくらいあるのでしょうか。

2、水道管の更新はどのくらいできているのでしょうか。

3、水道管の更新時には、地震対応の高密度ポリエチレン管を使用しているのでしょうか。

4、水道管の更新には、国からの補助金が交付されているのでしょうか。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） それでは2番目の質問であります「水道管の耐用年数、地震対応の高密度ポリエチレン管について」にお答えいたします。

1番目のご質問であります「管路が40年を経過している場所はどのくらいあるか」ということでありますが、今年度末で経過するものを延長で申し上げますと、約1.1キロメートルでございます。

次に、2番目のご質問の「水道管の更新はどれくらいできているか」についてであります。これまでは水道管拡張事業や下水道事業に関連した布設替工事、また漏水等があったときに修繕工事という形で行ってきております。今年度は、ここ数年で何回か漏水があったということでありましたので、上竹田の下本郷から新和にかけての路線の更新工事を行ったところであります。

平成31年度以降の更新工事の予定につきましては、現在策定を進めております「アセットマネジメント」により、管路及び浄水場等の施設を含めた中で更新計画を立てていく予定であります。

次に、3番目のご質問の「更新時には、地震対応の高密度ポリエチレン管を使用しているか」ということではありますが、先ほど申し上げました上竹田の更新工事ではポリエチレン管を布設しております。また、村内各所で宅地造成が進められておりますが、こちらについても施工業者に対してポリエチレン管を使用してもらうよう依頼をしているところであります。ただし、全村を見渡した場合では、ポリエチレン管の延長は1キロ程度というのが現状であります。今後の布設替工事では管径が150ミリまではポリエチレン管とし、200ミリ以上はダクタイルのGX管という耐震管を布設していく計画であります。

次に4番目のご質問の「更新には国からの補助金が交付されるか」についてですが、本村が利用できるメニューは現時点ではないかと思われま。す。どの市町村もこれから施設の更新を迎えることが予想されるため、今後国の動向については注視していきたいと思ひます。いずれにいたしましても、施設の更新は順次実施していくこととなりますが、主要な財源は第5次拡張工事の際と同様に起債がメインになるものと思ひます。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 新しいところについて高密度ポリエチレン管を使用していることは非常にいいと思うのですが、これは耐久年数が大体100年とされているので、非常にいいことだと思いますので、ぜひこれからもこれに替えていっていただきたいと思ひております。

あと、経過しているところ、1キロちょっとぐらいあると言われているのですが、大体費用としてはどのぐらいの費用を見込んでいるのか、何年ぐらいでこれを替える予定を村としてはしているのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 篠原建設水道課長。

○建設水道課長（篠原雅彦君） これからの更新計画ということであるのですが、先ほども答弁にございましたとおり、アセットマネジメントということで、30年度、今現在策定を進めております。そちらの内容は、施設としてどういったものを抱えているのかとか、管路がどのぐらいあるのか、今、経過年数についてお話があったのですが、40年を超えるもの、35年を超えていくもの、そういったものがどのぐらいあるのかというのを把握した上で、これから更新計画を立てていくということになります。ですので、そちらの内容を見た中で工事を進めていくということになります。

企業会計独自でやっているというところもあるものですから、なかなかたくさんはやりたけれども財政が破綻しては元も子もない話なものですから、そういった部分も勘案しながら更新工事については、具体的には31年度に入ってしまうことになると思うのですが、考えていきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 日本中では年間2万からの破損被害が出ているということで、地震がなくても弱ってきたところは破損しますので、山形も早い時期に更新しなければいけないと思うのですが、布設工事には大体1キロ1億円かかると言われているのですよね。やはりお金がかかるということで、山形村の場合、26年6月から水道料を100円値下げしていますよね。ほかの自治体はこういうことを見越して、水道料を値上げしているところも結構多いのですが、山形村は水道料を値上げしなくてもこういうことをやっていけるのかどうか。さっき課長が言われたように、破綻してはいけないので、その前の布石としてこういう方法もあるのですが、村としてはどんなふうを考えているのか。

○議長（三澤一男君） 篠原建設水道課長。

○建設水道課長（篠原雅彦君） 料金改定につきましては、29年度には下水道について値上げをさせていただいたことがあります。上水については今お話があったとおりでございます。

ただ、これから確実に更新費用というのはかかってくるのはわかっています。今現在、上水について建設改良積立金としては2億3,000万円あるところなのですが、そのぐらいのお金についてはいざ事業が始まればすぐなくなってしまうというのが実情になるかと思いますので、なかなかデリケートな問題であるものですから、料金改定については慎重に進めていかなければならないのですが、この先々はしっかりそういった部分も考えていかなければいけないのかなと思っています。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 唐沢の沈殿池も土の入れ替え等やっているわけですが、これにもまだ費用がかかると思うのですが、そんなことも鑑みて、一番の問題はこれからの水道管の布設替だと思うのですが、そんなことも踏まえた上で、当分の間はいいか、何年ぐらいが大丈夫なのか、その辺をお聞きします。

○議長（三澤一男君） 篠原建設水道課長。

○建設水道課長（篠原雅彦君） 先ほども申し上げたのですが、アセットマネジメント

の内容を見た中で判断をしていきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） それがわかるのは来年度ということによろしいですか。

○議長（三澤一男君） 篠原建設水道課長。

○建設水道課長（篠原雅彦君） 30年度の年度末には完成してくる予定であります。

先日も打ち合わせをしたところであるのですが、3月には確実に完成しているかと思っています。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） わかりました。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（福澤倫治君） 以上で竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

◇ 小 林 幸 司 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位11番、小林幸司議員の質問を行います。

小林幸司議員、質問事項1「村内のグループホームの現状と今後の方針について」を質問してください。

小林幸司議員。

（10番 小林幸司君 登壇）

○10番（小林幸司君） 休日の議会ということで、一般質問11人行っております。

議席番号10番、小林幸司であります。最後ということで、皆さんお疲れでご苦労様ですが、いま一度、もうしばらくおつき合いをしていただきたいと思います。

1番目といたしまして、私は「村内のグループホームの現状について」をお聞きしたいと思います。

午前中の質問の中にも、小出議員やほかの皆さんの中で、障がい者のあるとか、高齢者の、という分類の中にもありましたが、私はこの中で障がいを抱えるご家族の中からご意見をいただいたということで、将来面倒を見てくれる家族がいなくなったときに、障がいを持っている子どもたちが大きくなっていったときに親が先にいなくなるという現状を踏まえて、なかなかグループホームに入れられないという現状がありますし、その状態について、やはり理由としまして、障がいの区分がはっきりしていないと。それとコミュニケーションがうまくとれないのではないかというようなことで、

施設に入れさせてもらえないというような要素があると思います。そこで質問をさせていただきます。

現在、山形村の中で、グループホームが何カ所あるのか。また、そのうち知的障がいの方が利用できるものは何カ所あるのかをお尋ねします。

2 としまして、現在利用されている施設の規模と、年齢や人数についてお尋ねいたします。

3 番目といたしまして、現在入所希望の方がどれくらいいるのか調査されているかどうか。また、今後村としてグループホームの開設に着手したり協力するお考えがあるのかということをまず質問させていただきます。

以上です。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小林幸司議員の質問にお答えをいたします。「村内のグループホームの現状と今後の方針について」というご質問であります。

まず1番目のご質問の「村内グループホームは何カ所あるか」ということでありますが、現在、村内にグループホームは2カ所ございまして、2カ所とも知的障がい者の方の受け入れを行っております。

次に、2番目のご質問の「現在利用されている施設の規模と、年齢や人数」についてであります。村内2カ所のグループホームについて、それぞれ定員は7名となっております。上大池にある「杉の子」の利用者数は7名で、村内出身者は4名。下竹田にある「さつき」の利用者数は7名で、村内出身者は1名となっております。利用されている方の年齢層は20代から80代となっております。

次に、3番目のご質問の「現在入所希望の方がどれくらいいるのか調査したり、開設に着手したり協力する考えはあるか」についてであります。平成30年3月に策定いたしました山形村障害者福祉計画策定にあたり、福祉に関するアンケート調査を実施しました。このアンケート調査で地域移行の目標設定の観点から、福祉施設や入院している方について、将来どこで生活したいかの質問の中で、グループホームについては触れていませんでしたが、障害者手帳をお持ちの方全員にグループホームへの入所希望の調査を実施したことはありません。

次に、グループホームの新規新設についてであります。村が開設に着手する予定

は今のところありません。開設について法人等からの相談があった場合は助言を行うなど、開設に向けての支援を行いたいと考えています。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） ありがとうございます。それでは1項目ずつ詳しくお尋ねをしたいと思います。

村内に今、2カ所あるということで、上大池と下竹田ということでお聞きをしました。ここに至った経緯というか、その場所についてはどのようなものを利用しているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 村内2カ所のグループホームにつきましては、上大池の方は障がい者サービスのところにお勤めだった方のゆかりのある自宅をご寄附いただいて開設したと伺っています。下竹田の方も空き家といいますか、一般の個人住宅を若干グループホーム用に改築したものということです。両方ともそれ以前は通常の一般住宅を利用したものを若干改築して現在に至っている状況だと思います。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） ありがとうございます。今、2カ所ということで、片方は一般住宅、両方ともそうらしいのですが、そこで働いておられる、介助しておられる方の人数等がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 障害者総合支援法の基準で、定員等の基準もございますが、まず「杉の子」の方が、管理者という方、代表的な方が1名。あと、世話人の方が1名、支援員が1名ということです。「さつき」も同様に、それぞれ1名ずつということで、計3名の方が、恐らく交代制になっているかと思いますが、そういう体制でご支援をさせていただいております。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） ありがとうございます。利用している皆さんの1日の大体のスケジュール的なところがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） グループホームの定義といいますか、そういう部分に先に触れさせていただきますと、障がい者の方が夜間において共同生活を営むべき住

宅において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他日常生活上の援助を受けていらっしゃると思います。ですので、昼間は昔で言う作業所的な、いろいろそういう訓練の施設等に通われて、夕方戻られて、こちらのグループホームで一緒に過ごすというような流れが多いかと思います。サービスの的には就労支援のA型ですとかB型という言い方をしますが、日常の生活訓練とか若干の工賃を稼ぎながら日常生活を訓練するような場のところに通われている方が多いかと思います。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） ありがとうございます。入る年齢的には、先ほど20歳から80代というところまでということで教えていただきましたが、中には養護学校を卒業からということもお聞きしました。なかなか知的障がいの皆さん、個人個人の格差があるので、どのような行動をとるのかというのが利用している皆さんもわかりづらいし、管理というか介助してくれる皆さんもわかりづらいというのが現状だと思います。その中でやはり、自分で自分のことはできるという皆さんが入る場所なのかなというようなところもあります。

それでも、それ以外のところで、なかなかそこに達しないといいますが、レベル的に合わないという子たちが入る施設がまだないというのが現状なので、これからそのレベル、レベルなんて言うてはいけないのですが、その個人個人の持っている能力に対しての調査をしての入所はできるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 議員ご指摘のとおり、親御さんが高齢化されたり、親亡き後の障がい者の方の居場所づくりというのは、松本圏域にもそういう自立支援協議会等の皆さんの会議の中でも話題の一番になっている部分であります。

そういうグループホームですとか入所施設の入所に関しては、まず村に申請をしていただいて、その障がいの区分の調査、先ほど小出議員の一般質問で若干触れさせていただきましたが、そういう調査をさせていただいて、ご本人ですとかご家族のご希望を聞いた上で、計画相談というサービスを提供する計画相談の方がいろいろそういうご希望を聞きながら、適した施設をご紹介しますりして、契約して利用するというところですが、なかなかグループホームも空きがない状態というところもありますし、やはり個々のそれぞれのお子さんなり障がい者の方の個別の特性といいますが、そういう部分でなかなか施設とマッチングが合わなくて待機者がいるというところもありますが、生活ではできるだけ相談関係のところを充実させながら、できるだけ何とか希

望に沿ったということで担当では毎回相談を受けていますが、現状ではなかなか希望どおりのグループホームなり入所施設というところに希望したからすぐ入れるというよりは、若干お待ちいただいているのが今、山形村だけではなくて、全国的な状況かなと認識はしております。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） ありがとうございます。確かにその現状は私も把握しております。十数年前ですが、グループホームに関しての勉強ということで、いろいろな人たちと勉強したときに、やはりグループホームをつくるのは障がいのある家族の皆さんが多額のお金を出さないと施設ができないというのが昔の例でした。今は、なかなかそういうこともやりませんし、その施設があればそこへ入所していけると、そういう希望に添えないという面もありますけれども、そういう施設が多少なりとも増えてきたというのはありがたいことだと思われます。

3番目の質問事項で、村の中での入所希望の調査をしていないというところがありますが、障がいを持った本人ではなく、家族の皆さんの中で、この子は将来どうすればいいのかなというところをぜひ調査していただきたいのが私の思いなのですが、今後調査するお考えはあるのかどうか、村長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今、調査をするかしないかという問題でございしますが、私もこの知的障がい者のグループホームの問題で詳しく理解していないところがあるものですから、今、調査する、しないは申し上げにくいのですが、そんなに多い、手間のかかる仕事ではないかなという気はしておりますので、できましたら早急にやるようにまた担当課と話をしてみたいと思います。以上です。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） ありがとうございます。福祉課ではどのようなお考えなのかをお願いします。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） いろいろご希望を皆さんに伺うことも必要だとは思いますが、重々承知をしておりますが、今の現状で、流れとしてはグループホームに入所したいという親御さんとかご本人の希望についてはそういう計画相談とか支援会議を、定期的にサービスを使っている方についてはしておりますので、その席で、そういう方についてはご相談を受けて、そういう希望に沿ったものをやらせていただいております。

ます。

療育手帳をお持ちの方全員のアンケート調査については、それぞれの障がいの状況によっては必要でない方、必要な方もいらっしゃると思います。特にお子さんとかについてはまた子育て支援課とも協議しながらやりたいと思いますが、一概に全員の方を対象にしたアンケート調査が必要かどうかというのは、ぜひ係内で精査をさせていただきたいと思います。この場でやる、やらないの明言は私個人の判断では今できませんので、少しご容赦いただければ、少しお時間をいただければと思います。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） ありがとうございます。確かに、家族の中でも自分のところが障がいがあるのかなのかという理解ができない、うちの子は障がいではありせんよという雰囲気の方もいらっしゃいます。そこへあえて「どうしますか」なんてことを聞くことに関しては、デリケートな問題なので、無理をしてはほしくないと思いますので、これからは度あるごとに聞く機会をつくっていただきたいと要望して、この質問は終わりとさせていただきます。

○議長（三澤一男君） 質問事項1についてはよろしいですか。

小林幸司議員、質問事項2「山林の松枯れ対策について」を質問してください。

小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） 第2の質問であります、山林の松枯れ対策ということで、午前中の2番手、春日議員もおっしゃられていました。明科方面に行くと、松枯れが大変ひどいというのも皆さんご承知だと思います。

ここ数年、近隣の市町村で松枯れ被害が大変進んでいるというのは、皆さんもわかっていると思いますが、長野県内では1981年に確認がされているという報告がありました。2013年には7万9,000、これ、単位が違っております。7万9,000㎡です。キロメートルに直すと、これ、長野県の面積を超えてしまいますので。㎡です。

つい最近までは鹿児島県が日本中で一番多かったと報告されていますが、現在ではもう長野県が1位になっております。松本地域ではもうここ10年で60倍の面積に広がって、大変深刻な状態になっております。山形村でもここ2、3年、少しずつ被害木らしきものが確認されてきております。また、隣の今井管内、特に赤坂橋周辺から上に関しては、昨年度より伐採、ビニールシートによる被覆作業の処理が始まっているのも目についております。そこで質問させていただきます。

山形村の被害木の調査を行っているのかどうか。また、その被害木がどのぐらいあるか。また地域はどこなのかをお尋ねします。

2 としまして、山形村で今後どのような対策をとっていくのか。また、村に所有しているドローンなどを利用しての調査を行えないかどうかをお尋ねします。

3 といたしまして、松本市では市民団体や養蜂農家などからの反対により空中散布ができない状態であります。これは新聞とか報道でもよく出ておりますので、今後、山形村としてはもうそろそろ検討していかなければいけない時期だと思いますが、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2 番目の質問であります「山林の松枯れ対策について」お答えします。

まず、1 番目のご質問の「被害木の調査は行っているのか。どの地域でどのぐらい被害があるのかについて」であります。被害木の調査としていずれかの機関に委託するといったことは行っておりません。現在、松枯れの状況は森林所有者の皆さん、林業委員さん、また地域の住民の方から情報や担当職員の現場確認により把握をしております。情報提供があった場合は、担当者が現場に出向き、検体を採取し、まずはマツノザイセンチュウの有無を松本地域振興局の林務課で鑑定をお願いしております。

センチュウが確認された場合は、そのセンチュウが松枯れの原因であるマツノザイセンチュウかどうか、林業センターに鑑定を再度依頼します。村内では、平成27年に初めて被害木の確認がされ、以降、20本が被害に遭っております。発生地域は朝日村の村境から下竹田の池の戸まで全村で確認されております。

次に、2 番目のご質問の「ドローンを活用した調査は行えないか」についてですが、対策としましては、被害木と確認されると地権者をお願いをし、被害木の伐採、燻蒸、または焼却処分をお願いしております。この経費に対しましては、村で事業費の2分の1以内、上限10万円の補助をしております。現在、被害が発生している山林の多くはいわゆる里山であります。この被害木が大規模に広がり、奥山にも被害が広がるようであれば、本格的な被害調査の実施など検討することになります。その際、村所有のドローンを活用して調査することも1つの方法だと考えております。

次に、3 番目のご質問の「空中散布ができない状況だが、どう検討しているか」に

ついてであります、山形村でも被害が広がりつつあることは現実であります。現在のところ、空中散布までは検討は行っておりませんが、必要な時期になりましたら、近隣の市村の状況や地域の皆さんのご意見も参考にさせていただき、対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） ありがとうございます。現在、20本が確認されているということなのですが、その20本のうちの処理をされたもの、伐採とか焼却処分されたものについては何本あるかわかりでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 20本、今、検出されたものがあるのですが、そのうちの17本については処理済みということであります。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） その処理の仕方については、伐採なのか、樹木への薬の投入なのか、わかりですか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） マツクイムシの被害に遭っている樹木については、伐採の処理をさせていただいておりまして、焼却がそのうちの2本、それから燻蒸という、赤坂橋のあの周辺の処理と同じ方法のものが15本といった内容でございます。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） その伐採に関しての費用、先ほど2分の1が村の中で出せると、最大10万円というところなのですが、これは一般の所有なのか、村の所有の山林なのか、わかりますか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 補助金の交付をさせていただいているのは個人山の松になります。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） ありがとうございます。確かにまだ山形村に関しては被害木が少ないと見られますが、もう松本市今井まで来ている。朝日にも多少被害木があるということは確認してありますし、ここで面積的なところを皆さんにお知らせしておきますが、松本市は長野県内で一番面積があります。978平方キロメートル、う

ちの746平方キロメートルが森林ということで、8割以上が森林です。ですから、四賀村とか向こうの関係はもう特に森林が多いところ。

山形は下から2番目の面積しかありません。24平方キロメートル。1番少ないところは19平方キロメートルで小布施町ということになっております。小布施町はほとんど山がありませんので、森林が2.6平方キロメートルしかありません。山形は24平方キロメートルの中の半分が山、森林でありますので、この面積まで広がってしまうと、もう松本市なんて相手になりませんし、村全体のごく一部だろうが、マツクイムシの被害に遭ってしまうということであります。

特に四賀地区みたいなところはマツタケの大産地でありましたけれども、マツタケ山があのようになってしまって、その補償に関しては、消毒ができないということで、誰に補償してもらえばいいのかというようなことで悩んでいらっしゃる方もたくさんいます。もしこれが民有林であれば、その人の責任になってしましますが、村の村有林に回ったときに、現在、マツタケ山で開放したり業者の方をお願いしてとっているという状況で、収入も減ってくるのではないかと思います、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 議員のおっしゃるとおり、今、マツタケ山と称しまして、村の山を部分的に留山として入札をかけさせていただいております。

今のところはその周辺には被害林は出ていないのですが、先ほどお話ししましたとおり、池の戸、標高が950メートルを超えるようなところでも出てしまったというのが現実としてありますので、そこら辺は職員、林業の関係者の皆さんにも周知をして、注意を払っていただくといった内容になりますし、最終的には守るべき松林というのを確保して、それ以外については樹種転換も考えた中での林業の政策をとっていく必要性もこれからは出てくるのかなと考えております。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） わかりました。確かに、山林ばかりではなくてご家庭にある庭木の松の枯れ方が始まっているというところもありますので、そこら辺の調査もぜひ行っていただきたい。まだ松枯れまでいかないけれども、枝がちっと茶色くなってきたというときには処理剤の注入等もできるので、指導まではしなくても結構ですが、案内程度、樹木員みたいな人たちを紹介してあげるとかいうこともしていただきたいなと思われます。

今後、里山というか山の中ではない近いところの消毒に関しては、村の中にも散布機、動力噴霧器のちょっと高圧のものをアメシロの対策に持っていると思いますので、近いところではなるべく努力をしていただいて、木に消毒をかけていくということとはできないかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 樹幹注入の関係につきましては、村でも同じような補助制度を用意してございますので、また庭の木ですとかそういったものについては有効に使っていただければと思いますし、今、議員からご提案いただいた動噴を活用しての山際沿いの松枯れの防止の関係につきましては、技術的な部分を林務課から技術指導をいただきながら検討させていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 小林幸司議員。

○10番（小林幸司君） それでは、要望をいたしまして私の質問を終わらせていただきますが、やはり今日の質問の中にも景観を守る条例などのお話も出ています。松枯れに対しても村として対策を講じていただきたいと思いますので、ぜひ山形村の自然が守られるようなことで、これから村としても議員、仲間としても活動していけたらと思いますので、よろしくお願いします。以上で質問を終わりにします。

○議長（三澤一男君） 以上で、小林幸司議員の質問は終了しました。

◎散会宣告

○議長（三澤一男君） これで一般質問はすべて終了しました。それでは、本日の会議の日程はすべて終了いたしましたので、これにて閉議とし散会といたします。

（午後 4時13分）